

佐賀県東部地域
循環型社会形成推進地域計画
(第2期)

令和2年12月

鳥栖市
神埼市
吉野ヶ里町
上峰町
みやき町
脊振共同塵芥処理組合
鳥栖・三養基西部環境施設組合
佐賀県東部環境施設組合

【目次】

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	6
(3)	処理施設等の整備	9
(4)	施設整備に関する計画支援事業	9
(5)	その他の施策	10
4	計画のフォローアップと事後評価	11
(1)	計画のフォローアップ	11
(2)	事後評価及び計画の見直し	11
	添付資料	12
①	対象地域図	13
②	分別区分説明資料	14
③	現有施設の概要	19
④	様式 1	20
⑤	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	23
⑥	地域内の廃棄物処理施設の現状と予定（位置図）	41
⑦	様式 2	42
⑧	様式 3	43
⑨	参考資料様式 施設概要、計画支援概要	44
⑩	本地域の構成市町のごみ処理の現状と目標	48
⑪	廃棄物処理法基本方針の目標値との比較	51
⑫	施設所在地域のハザードマップ	52

佐賀県東部地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）

鳥栖市
神埼市
吉野ヶ里町
上峰町
みやき町
脊振共同塵芥処理組合
鳥栖・三養基西部環境施設組合
佐賀県東部環境施設組合
令和2年12月1日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（1）対象地域

構成市町名 鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
面積 305.56km²
人口 156,362人

（内訳）

構成市町	鳥栖市	神埼市	吉野ヶ里町	上峰町	みやき町	計
面積※1	71.72 km ²	125.13 km ²	43.99 km ²	12.80 km ²	51.92 km ²	305.56 km ²
人口※2	73,691人	31,394人	16,065人	9,577人	25,635人	156,362人

※1：令和2年7月1日現在（令和2年全国都道府県市区町村別面積調）

※2：令和2年3月31日現在（住民基本台帳人口）

（2）計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、本計画は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を計画期間として策定した循環型社会形成推進地域計画（以下「第1期計画」という。）から引き続き循環型社会形成の推進を目指す第2期計画である。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（3）基本的な方向

佐賀県東部地域（以下「本地域」という。）は、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町で構成され、北部九州の佐賀県東部に位置しており、北は基山町、福岡県福岡市、筑紫野市及び那珂川市と接し、南は1級河川の筑後川を挟んで福岡県久留米市及び大川市、東は福岡県小郡市と接している。

本地域のごみ処理については、住民、事業者、行政が連携し、効率的かつ経済的な廃棄物の適正処理を進めるとともに、3R（リデュース〔発生抑制〕・リユース〔再使用〕・リサイクル〔再生利用・再資源化〕）の推進及び地球温暖化対策に取り組むことで、持続可能な循環型社会の実現を目指すことを共通の方針としている。

ごみの処理体制については、現在、鳥栖市、上峰町及びみやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合と神崎市、吉野ヶ里町及び佐賀市で構成する脊振共同塵芥処理組合でそれぞれ行っている。今後は、本地域 2 市 3 町で構成する佐賀県東部環境施設組合において、持続可能な適正処理の確保に向けた更なるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めていく方針である。

ごみ処理の広域化・集約化に向けて、今後、可燃ごみの処理については、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備し、現在の 2 施設から 1 施設に集約する計画である。また、資源ごみや不燃・粗大ごみ処理についても引き続き分別区分等の統一化及び処理の集約化に向けた調整・検討を進めていく。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

佐賀県のごみ処理広域化計画では、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町及びみやき町の 1 市 2 町と脊振共同塵芥処理組合を構成する市町のうち神崎市及び吉野ヶ里町の 1 市 1 町の 2 市 3 町の東部ブロックで広域化を進める方針としている。

本地域では、広域化計画の方針に従い、新たな枠組みとして 2 市 3 町で構成する佐賀県東部環境施設組合での広域処理体制の整備を進めているところである。

ごみ処理の広域化・集約化を進めるにあたり、まず、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備し、令和 6 年度以降は 1 施設体制で可燃ごみの処理を行う予定である。また、資源ごみや不燃・粗大ごみについても引き続き調整・検討を行い処理の集約化を進めていく予定である。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

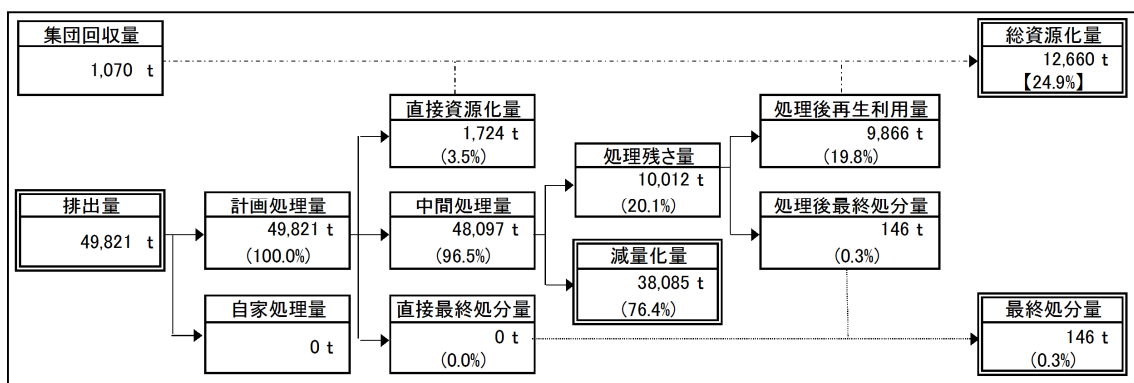
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め 50,891 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 12,660 トン、リサイクル率（＝〔直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量〕／〔ごみの総処理量＋集団回収量〕）は 24.9%である。

中間処理による減量化量は 38,085 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 76.4%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 0.3%に当たる 146 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却（溶融）量は 44,262 トンである。本地域のごみ焼却（溶融）施設のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合では、発生した熱エネルギーを回収して、発電を行い場内利用している。また、脊振共同塵芥処理組合では、温水を場内利用している。



※：() は計画処理量に対する割合、【 】は総排出量（排出量＋集団回収量）に対する割合。

※：小数点以下第2位を四捨五入しているため、() の合計が合わない場合がある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度実績）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図2のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標			現状(割合※ ¹) (令和元年度)	目標(割合※ ¹) (令和8年度)
総排出量※ ²			50,891 トン	49,608 トン (-2.5%)
排出量	事業系	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量※ ³	13,810 トン 1.97 トン/事業所	13,240 トン (-4.1%) 1.88 トン/事業所 (-4.6%)
	生活系	生活系 総排出量 1人当たりの排出量※ ⁴	36,011 トン 208.1 kg/人	35,206 トン (-2.2%) 197.8 kg/人 (-4.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	49,821 トン	48,446 トン (-2.8%)
再生利用量		直接資源化量 総資源化量	1,724 トン (3.5%) 12,660 トン (24.9%)	1,863 トン (3.8%) 11,691 トン (23.6%)
エネルギー回収量		エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	9,234MWh 58,994GJ	24,900MWh 0GJ
最終処分量		埋立最終処分量	146 トン (0.3%)	0 トン (0%)

※¹: 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※²: (総排出量) = (事業系ごみ総排出量) + (生活系ごみ総排出量) + (集団回収量)

※³: (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※⁴: (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを除く) [単位: トン]

総 排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを含む) [単位: トン]

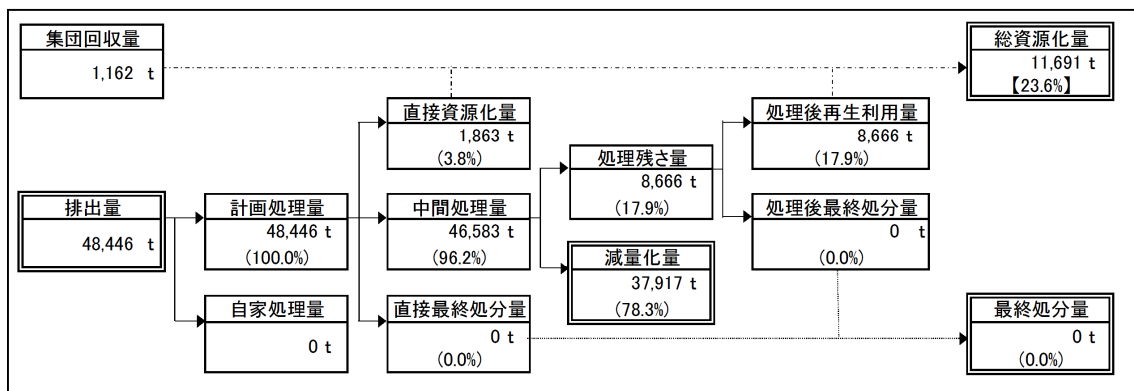
総資源化量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

目標値: 地域全体の数値を示しており、本地域構成市町別の現状と目標については別添資料⑩を参照とする。



※: () は計画処理量に対する割合、【 】は総排出量(排出量+集団回収量)に対する割合。

※: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、() の合計が合わない場合がある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

ごみ処理の有料化制度は、ごみ処理に対する意識改革につながり、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するうえでは有効な方法の一つとされている。

構成市町では、2市3町とも有料指定袋制度を導入しているが、更なるごみの排出抑制や分別の促進及びごみ処理の広域化を円滑に進めるために、今後、分別収集区分等の見直しについて検討を進めるとともに、必要に応じて構成市町が採用している指定袋等の料金体系の見直しの方向性などについても検討を進めていく。

イ 環境教育、普及啓発の充実

本地域の環境教育・普及啓発の充実のため次の活動に努める。市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学、地域のイベントへの参加などを通じた環境教育に積極的に取り組む。

○環境教育の充実

- ・お祭りなどを含めた各種イベント時の環境ブースの出展
- ・小中学校や保育園等でのごみ問題に関する出前講座

○広報等による普及啓発

- ・地域の公民館などでのリサイクルやごみ減量に関する講習会の開催
- ・構成市町の広報等での適正分別への協力、ごみ減量に関する記事の掲載
- ・構成市町や各組合のホームページを通じた情報を得やすい環境の整備と積極的な情報提供（生ごみの水切りの徹底、ダンボールコンポストを含めた生ごみ堆肥化や堆肥の利用方法、集団回収への参加及び店頭回収を行っている店舗など）

○ごみ処理施設見学

- ・小・中学校を対象としたごみ処理施設の見学等の推進や環境教育の普及

ウ ごみの減量（3Rの推進）

本地域の家庭のごみ減量・リサイクル活動への意識の向上を図るため、次の活動に努める。その結果、一人当たりのごみ量を令和元年度 208.1 kg/人から令和8年度 197.8 kg/人まで削減する。

○マイバッグ運動の推進

- ・過剰包装の抑制・マイバッグ運動の周知・広報

○リユースの促進

- ・住民団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供
- 適正分別の推進
 - ・ごみ分別パンフレット等の作成・配布による適正なごみ分別の周知
 - ・店頭回収・集団回収へ参加促進のための普及啓発
- 助成事業の推進
 - ・生ごみ堆肥化容器等や集団回収への助成事業の推進
- ごみ減量推進員等の育成
 - ・廃棄物減量等推進員制度を活用したごみ減量推進員等の導入・育成による家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上

エ 事業系ごみの適正処理の推進

事業所のごみ減量・リサイクル活動への意識の向上を図るため、次の活動に努める。その結果、1事業所当たりのごみ量を令和元年度 1.97 t /事業所から令和 8 年度 1.88 t /事業所まで削減する。

- 過剰包装の抑制やマイバッグ運動の促進
 - ・事業者への過剰包装を可能な限り控える取り組みへの参加の要請
 - ・過剰包装抑制の取り組みに積極的な企業の広報等によるイメージ向上
 - ・佐賀県が推奨する「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」との連携
- 店頭回収の推進
 - ・スーパー等で実施されている食品トレイ等の店頭回収の推進・拡大
 - ・構成市町のホームページや広報などを活用した店頭回収に取り組む事業者の活動内容の住民への啓発
- 事業系ごみの指導強化
 - ・一定規模以上の事業者へのごみ減量・リサイクルに対する指導の強化
- 各講習会の開催
 - ・事業所に対するごみ減量に関するセミナーの開催
 - ・収集運搬許可業者に対する収集運搬の適正化の周知のための講習会の実施
- 事業系ごみの展開検査・指導の実施
 - ・収集運搬許可業者の収集車両の展開検査・指導の実施

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本地域の処理体制や分別区分及び処理方法については、表 2 に示すとおりである。

ごみ処理体制については、現在は鳥栖市、上峰町及びみやき町は鳥栖・三養基西部環境施設組合、神崎市及び吉野ヶ里町は脊振共同塵芥処理組合がそれぞれ管轄する一般廃棄物処理施設で処理を行う体制となっている。今後は、本地域 2 市 3 町で構成する佐賀県東部環境施設組合において、持続可能な適正処理

の確保に向けた更なるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めていく方針である。

ごみの分別区分等については、本地域構成市町の不燃ごみ及び資源ごみの分別区分や収集方法等が一部異なるため、今後、分別収集区分等の統一に向けて調整・検討を進める。また、必要に応じて構成市町が採用している指定袋等の料金体系の見直しなどの方針について検討を進めていく。

ごみ処理方法について、可燃ごみの処理については、本計画期間中に新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備し、現在 2 施設で行っている処理を 1 施設に集約する。焼却残渣については、セメント原料等の資源化を行うため、資源化ルートの確保に努める。また、資源ごみや不燃・粗大ごみ処理についても引き続き調整・検討を行い処理の集約化を進めていく。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、生活系ごみの分別区分に準じて処理を行っていく方針とする。また、事業系一般廃棄物の排出事業者に対して、事業者の排出責任に基づき適正処理とごみ減量・リサイクル活動へ積極的に取り組むよう指導していく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は行っていないことから、今後もこれを継続する方針とする。

エ 今後の処理体制の要点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◇ 持続可能な適正処理の確保に向けた更なるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めていく。◇ 分別収集区分等の統一に向けて調整・検討を進める。あわせて構成市町が採用している指定袋等の料金体系の見直しなどの方針について検討を進める。◇ 新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備し、現在 2 施設で行っている処理を 1 施設に集約する。焼却残渣については、セメント原料化等の資源化を行うため資源化ルートの確保に努める。◇ 資源ごみや不燃・粗大ごみ処理についても処理の集約化について引き続き調整・検討を進める。◇ 事業系一般廃棄物の事業者に対し、事業者の排出責任に基づき適正処理とごみ減量・リサイクル活動へ積極的に取り組むよう指導していく。 |
|---|

表2 佐賀県東部地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和元年度)										今後(令和8年度)				
鳥栖市・上峰町・みやき町				神埼市・吉野ヶ里町				処理実績※1 (①+②) (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込※1 (トン)	
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績① (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績② (トン)				一次処理	二次処理		
可燃ごみ	溶融	鳥栖・三養基西部溶融資源化センター	32,339	可燃ごみ	溶融	腎振広域クリーンセンター	11,923	44,262	可燃ごみ	焼却 (発電)	(仮称)エネルギー回収型廃棄物処理施設【R6.4稼働開始予定】	○処理後残渣 資源化(セメント原料化等)	42,299	
				容器包装ﾌﾗﾏ発泡ｽﾃﾛｰﾙ										
不燃ごみ・粗大ごみ	金属類 (小型家電※2)	破碎・選別等	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ	4,157	不燃ごみ・粗大ごみ	金属類 (小型家電※2) ガラス類 陶磁器類	腎振広域クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	1,238	5,395	不燃ごみ・粗大ごみ (小型家電)	破碎・選別等	(鳥栖市・上峰町・みやき町)鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ (神埼市・吉野ヶ里町)腎振広域クリーンセンター (粗大ごみ処理施設) ※5(施設の集約化を検討中)	○可燃残渣 エネルギー回収型 廃棄物処理施設	5,192
	ガラス類 陶磁器類				ｽﾌﾟﾚｰ缶	○不燃残渣 エネルギー回収型 廃棄物処理施設 ○資源物等								
資源ごみ※3	紙類	リサイクル	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ	3,921	資源ごみ※4	紙類	(神埼市・吉野ヶ里町)腎振広域クリーンセンター (粗大ごみ処理施設) (吉野ヶ里町)吉野ヶ里町リサイクルセンター	552	4,473	資源ごみ	リサイクル	(鳥栖市・上峰町・みやき町)鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ (神埼市・吉野ヶ里町)腎振広域クリーンセンター (粗大ごみ処理施設) (吉野ヶ里町)吉野ヶ里町リサイクルセンター ※5(施設の集約化を検討中)	民間業者・指定法人等	5,122
	布類					布類※4								
	ビン類					ビン類								
	カン類					カン類								
	ｽﾌﾟﾚｰ缶					-								
	ﾍｯﾄﾎﾃﾙ					ﾍｯﾄﾎﾃﾙ								
	容器包装ﾌﾗﾏ					-								
	発泡ｽﾃﾛｰﾙ					-								
	有害ごみ					有害ごみ								
	白色ﾄﾚｲ					白色ﾄﾚｲ								
	食用廃油					-								

※1 処理実績・処理見込は、生活系、事業系ごみを含む。リサイクル施設からの破碎・選別残渣も含む。

※2 小型家電は2市3町ともに処理施設内で回収リサイクルしている。

※3 上峰町・みやき町のみが発泡スチロールを分別している。

資源ごみ量は、鳥栖市のみが回収している生ごみ(事業系)や木くずを含む。

※4 吉野ヶ里町のみが布類・廃食用油を拠点回収している。

※5 マテリアルリサイクル推進施設については、改めて建設地の選定を実施し、整備する予定である。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前記(2)の処理体制で処理を行うため、表3に示す施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名称	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	<u>ごみ焼却施設</u> エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	約172t/日	佐賀県 鳥栖市真木町 地内	R3～R5 (R2～R5)
2	<u>リサイクルセンター</u> マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	検討中	検討中	検討中

(整備理由)

事業番号1 エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備

: エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業は、令和2年度～5年度の4ヵ年事業として計画しており、うち令和2年度事業は第1期計画で実施しており、残りの令和3年度～5年度までの事業を第2期計画にて実施する。

事業番号2 マテリアルリサイクル推進施設の整備

: マテリアルリサイクル推進施設整備事業は、令和3年度～5年度の事業として計画していたが、平成30年度の土壌汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、エネルギー回収型廃棄物処理施設のみを優先的に整備する計画となったことから、改めて建設地の選定を実施し、整備する予定である。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前記(3)のとおり、マテリアルリサイクル推進施設については、建設地の選定を実施したうえで、計画支援事業を実施する予定である。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号2)に係る計画支援事業	検討中	検討中

(5) その他の施策

その他、本地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア リサイクル製品の積極的な活用

行政が率先してエコマーク商品やグリーン商品の調達・利用拡大に努め、広報等によっても啓発を継続する。

イ 廃家電・使用済み小型家電等のリサイクルの推進

廃家電・使用済み小型家電等のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適正な回収、再商品化がなされるよう、関係団体との連携及び行政のホームページでの情報提供等による普及啓発を行う。

また、本地域では使用済み小型家電については、鳥栖・三養基西部環境施設組合のリサイクルプラザ及び脊振共同塵芥処理組合の粗大ごみ処理施設において、ピックアップ方式にて回収し、レアメタルのリサイクルを推進していることから、本取組を引き続き継続するとともに、住民への周知徹底を行う。

ウ 不法投棄対策

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄などの問題に対する住民、事業者、行政の3者による情報共有のあり方について引き続き検討を行う。

ごみの不法投棄対策として、自治会や警察等の関係機関と連携し、パトロール等を継続して実施する。広報による啓発も行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本地域構成市町の、地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づいて災害時のごみ処理を円滑に行えるよう対応を図る。

また、災害発生時に備え、佐賀県、周辺自治体、民間事業者との連携体制を構築し、安定したごみ処理体制を確保する。

新たに整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設等については、災害時においても安定したごみ処理を行えるよう施設の強靱化を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域の各市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本地域の各市町、佐賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況や整備状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

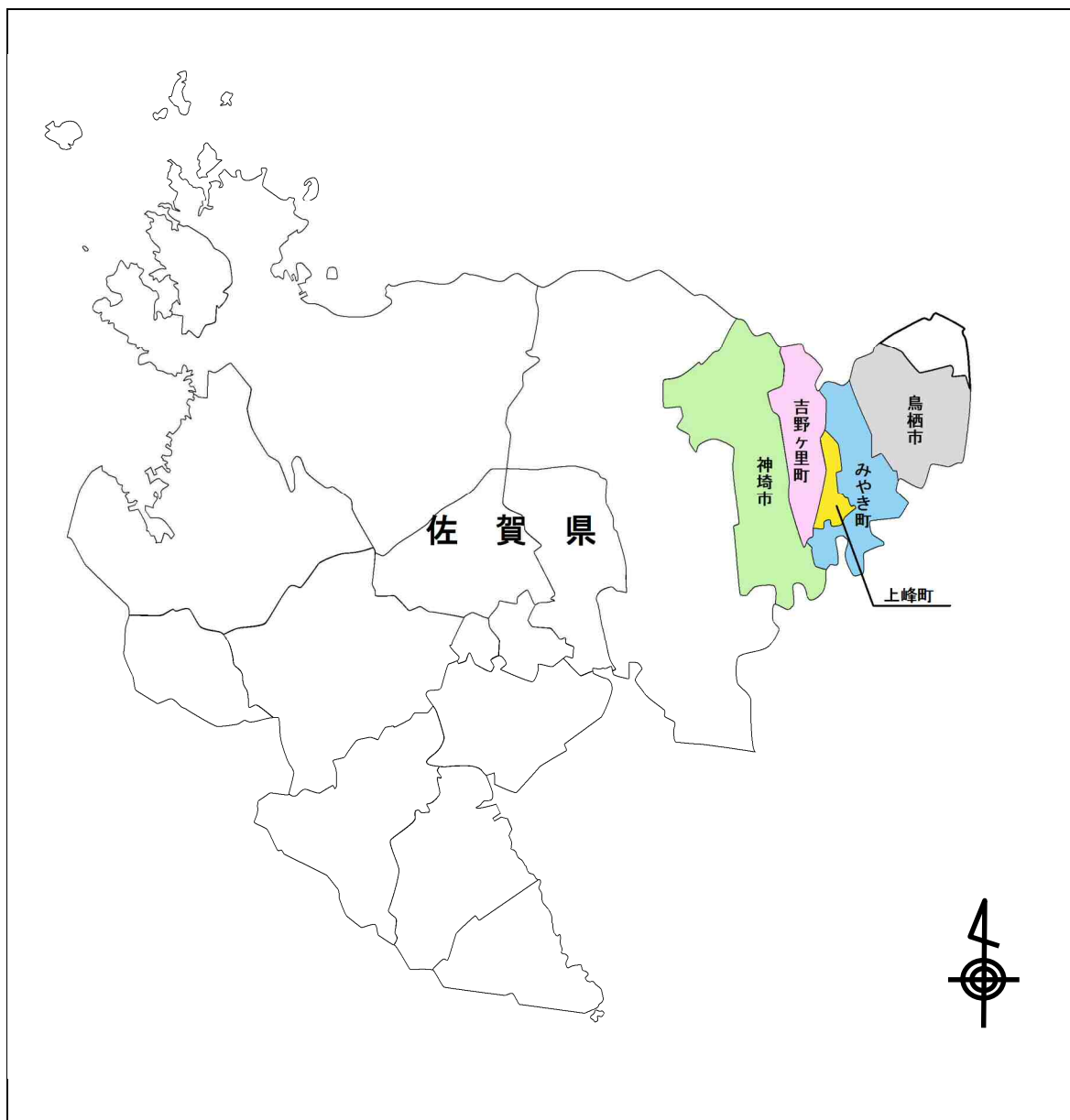
添付資料

添 付 資 料

① 対象地域図
② 分別区分説明資料
③ 現有施設の概要
④ 様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
⑤ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
⑥ 地域内の廃棄物処理施設の現状と予定（位置図）
⑦ 様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2
⑧ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
⑨ 参考資料様式 施設概要、計画支援概要
⑩ 本地域の構成市町のごみ処理の現状と目標
⑪ 廃棄物処理法基本方針の目標値との比較
⑫ 施設所在地域のハザードマップ

① 対象地域図

対 象 地 域 図



② 分別区分説明資料

現行

(鳥栖市)

ごみ種類			具体例	分別区分名称
可燃ごみ			生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、CD・DVD 等	燃やせるごみ
不燃ごみ			鍋・やかん、小型家電製品、ライター、包丁、かさ 等	金物ごみ
			陶磁器、ガラス製品、鏡 等	われものごみ
資源 ごみ	紙・ 布類	新聞、チラシ	新聞、チラシ	新聞、チラシ
		牛乳パック	牛乳パック、ジュースパック	牛乳パック
		段ボール	段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌、カタログ、パンフレット、紙製容器	雑誌
		布類	衣類、シーツ、タオルケット	布・古着
	ビン	一升ビン	ビールビン	生きビン
		透明のビン		
		茶色のビン	茶色ビン	
		無色・茶色ビン以外のビン	その他色ビン	
		缶	ジュース缶、ビール缶、缶詰、のり・かつおぶし缶、整髪料、カセットボンベ 等	スチール缶・アルミ缶
	スプレー缶			
	ペットボトル	ジュース、焼酎、しょうゆ等の透明のペットボトル	ペットボトル	
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	
	容器包装プラスチック	お菓子の袋、卵パック、レジ袋 等	容器包装プラスチック	
	廃食用油	使用済みのてんぷら油	廃食用油	
	蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計	蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計	
	粗大ごみ		家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車 等で指定ごみ袋に入らないもの	粗大ごみ

出典：鳥栖市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年）

(神崎市)

ごみ種類		具体例	分別区分名称
可燃ごみ		台所ごみ、廃プラ、紙くず、木くず、色物・柄物発泡トレイ、ペットボトルのキャップ等	燃やせるごみ
不燃ごみ		金属類(小型の家電製品、なべ、やかん、おもちゃ、ライター等)、ガラス類(化粧ビン、耐熱ガラス、油ビン等)、陶磁器類(茶碗、皿、植木鉢、花瓶等)等	燃えないごみ
資源 ご み	空缶・空ビン	ジュース缶、スプレー缶、2リットル以下の缶詰など、ジュースビン、ビール、酒、ウイスキーのびん	缶・ビン
	トレイ	白色トレイ、色物・柄物トレイ(いずれも食品用)	トレイ
	牛乳パック	500ml以上の紙パック	牛乳パック
	ペットボトル	飲料用ペットボトル類(キャップは除く)	ペットボトル
	新聞広告・雑誌	新聞・広告・雑誌・カタログ類	新聞広告・雑誌
	ダンボール	ダンボール	ダンボール
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車等	粗大ごみ
有害ごみ等		蛍光管、電球、乾電池類、体温計等	有害ごみ等

出典：神崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年）

(吉野ヶ里町)

ごみ種類		具体例	分別区分名称	
可燃ごみ		台所ごみ、紙類、プラスチック製品、繊維類、ゴム、皮革製品等	燃やせるごみ	
不燃ごみ		金物、小型家電、ガラス類、陶磁器、スプレー缶・ライター等	燃えないごみ	
資源ごみ	空缶・空ビン		缶・ビン	
	資源A	新聞・広告	新聞	
		雑誌類	雑誌	
		ダンボール	ダンボール	
		雑がみ類	コピー用紙、文書、メモ紙、菓子箱、封筒、手紙、はがき、包装紙等	雑がみ
	資源B	紙パック	紙パック	
		ペットボトル	調味料・飲料用・酒類用のペットボトル	ペットボトル
		トレイ	食品用トレイ	トレイ
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車等	粗大ごみ	
有害ごみ等		蛍光管、電球、乾電池類、体温計等	有害ごみ等	

(吉野ヶ里町) 独自リサイクルセンターで回収する資源物

ごみ種類	具体例	分別区分名称
資源ごみ	新聞紙、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶、スチール缶、トレイ、ペットボトル、ペットボトルキャップ、牛乳パック、廃食用油、雑がみ類	資源ごみ

出典：吉野ヶ里町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年）

(上峰町)

ごみ種類			具体例	分別区分名称
可燃ごみ			生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、ビデオテープ、木くず、剪定くず 等	燃えるごみ
不燃ごみ			鍋・やかん、小型家電製品、包丁、陶磁器、ガラス製品、鏡 等	燃えないごみ
資源 ごみ	紙・布類	新聞、チラシ	新聞、チラシ	新聞、チラシ
		牛乳パック	牛乳パック、ジュースパック	牛乳パック
		段ボール	段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌、カタログ、パンフレット、紙製容器	雑誌
		布類	衣類、シーツ、タオルケット	布・古着
	ビン		無色透明ビン、すりガラス	無色ビン
			ジュース、栄養ドリンクなどのビン	茶色ビン
			無色・茶色ビン以外のビン、化粧ビン・整髪料などのビン	その他色ビン
	缶		ジュース缶、ビール缶、缶詰、のり・かつおぶし缶	スチール缶
				アルミ缶
	ペットボトル		ジュース、焼酎、しょうゆなどの透明のペットボトル	ペットボトル
	白色トレイ		白色トレイ	白色トレイ
	容器包装プラスチック		お菓子の袋、卵パック、レジ袋 など	容器包装プラスチック
	食用廃油		使用済みのてんぷら油	食用廃油
	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター		乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計・使い捨てライター
粗大ごみ			ごみ袋に入らない家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車、マシン、かさ 等	粗大ごみ

出典：上峰町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年）

(みやき町)

ごみ種類		具体例	分別区分名称
可燃ごみ		生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、ビデオテープ など	燃やせるごみ
不燃ごみ		鍋・やかん、小型家電製品、包丁 など	金属類
		陶磁器、ガラス製品、鏡 など	ガラス類・陶磁器類
資源 ごみ	紙・ 布類	新聞、チラシ	新聞、チラシ
		牛乳パック	牛乳パック
		段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌
		布類	布・古着
	ビン	透明ビン	無色ビン
		ジュース、栄養ドリンクなどのビン	茶色ビン
		無色・茶色ビン以外のビン、化粧ビン・整髪料などのビン	その他色ビン
	缶	ジュース缶、ビール缶、缶詰、のり・かつおぶし缶	スチール缶
			アルミ缶
	ペットボトル	ジュース、焼酎、しょうゆなどの透明のペットボトル	ペットボトル
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ
	容器包装プラスチック	お菓子の袋、卵パック、レジ袋 など	容器包装プラスチック
	発泡スチロール	発泡スチロール	発泡スチロール
	食用廃油	使用済みのてんぷら油	食用廃油
有害ごみ		蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計、スプレー缶、使い捨てライター	有害ごみ
粗大ごみ		家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車、ミシン など	粗大ごみ

出典：みやき町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年）

③ 現有施設の概要

本地域の一般廃棄物処理施設の概要

(ごみ処理施設)

施設名称	稼働開始 年月	施設規模	処理方法	処理対象ごみ
鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター (焼却施設)	平成 16 年 4 月	132t/日 (66t/日 × 2 炉)	全連続燃焼式 シャフト炉型ガス 化溶融炉	可燃ごみ、不燃 ごみ・粗大ごみ 破碎選別残渣
脊振広域クリーン センター (焼却施設)	平成 9 年 1 月	111t/日 (55.5t/日 × 2 炉)	全連続燃焼式 ストーカ炉	可燃ごみ、不燃 ごみ・粗大ごみ 破碎選別残渣
(灰溶融施設)	平成 19 年 12 月	18.9t/日 (9.45t/日 × 2 炉)	焼却炉直結溶融 方式	
鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	平成 16 年 4 月	47 t/日 (5h)	破碎、選別、 圧縮・梱包、 その他	不燃ごみ・ 粗大ごみ、 資源ごみ
脊振広域クリーン センター (粗大ごみ処理施設)	平成 9 年 1 月	25t/日	破碎、選別、 圧縮・梱包、 その他	不燃ごみ・ 粗大ごみ、 資源ごみ

(最終処分場)

施設名称	埋立開始 年月	埋立容量	遮水の方式	浸出水処理
脊振広域クリーン センター 埋立処分地施設	平成 9 年 1 月	100,000m ³	底部遮水工	浸出水処理施設 60m ³ /日

④ 様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	佐賀県東部地域	(2)地域内人口	156,362 人	(3)地域面積	305.56 km ²
(4)構成市町村等名	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合、佐賀県東部環境施設組合	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町：鳥栖市、上峰町、みやき町 ：佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町 ：鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町 設立年月日：平成 13 年 5 月 23 日 ：昭和 51 年 12 月 25 日 ：平成 29 年 11 月 1 日 組合名：鳥栖・三養基西部環境施設組合 ：脊振共同塵芥処理組合 ：佐賀県東部環境施設組合				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標	
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 8 年度	
総排出量(トン)			50,660	49,728	49,891	50,576	50,891	49,608	(R1 比-2.5%)	
排出量	事業系	事業系 総排出量(トン)	12,622	12,807	13,475	13,771	13,810	13,240	(R1 比-4.1%)	
		1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.73	1.83	1.88	1.96	1.97	1.88	(R1 比-4.6%)	
	生活系	生活系 総排出量(トン)	36,439	35,505	35,135	35,633	36,011	35,206	(R1 比-2.2%)	
		1 人当たりの排出量(kg/人)	205.1	201.0	200.3	203.9	208.1	197.8	(R1 比-4.9%)	
合計 事業系生活系排出量合計(トン)			49,061	48,312	48,610	49,404	49,821	48,446	(R1 比-2.8%)	
再生利用量		直接資源化量(トン)	1,916 (3.9%)	1,570 (3.2%)	1,939 (4.0%)	1,603 (3.2%)	1,724 (3.5%)	1,863 (3.8%)		
		総資源化量(トン)	13,839 (27.3%)	12,973 (26.1%)	13,024 (26.1%)	12,686 (25.1%)	12,660 (24.9%)	11,691 (23.6%)		
エネルギー回収量		年間の発電電力量(MWh)	8,393	7,822	8,447	8,952	9,234	24,900		
		熱利用量(GJ)	60,359	61,724	60,662	57,478	58,994	0		
減量化量		減量化量(中間処理前後の差 トン)	36,821	36,755	36,867	37,890	38,085	37,917 (R1 比-0.4%)		
最終処分量		埋立最終処分量(トン)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	146 (0.3%)	0 (0%)		

3 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	開始 年月	廃止又は休止 (予定) 年月	解体 (予定) 年月	備考
ごみ焼却施設	鳥栖・三養基西部 溶融資源化センター	鳥栖・三養基西部 環境施設組合	全連続燃焼式 シャフト炉型 ガス化溶融炉	132 t / 日	H16 年 4 月	R6 年 3 月 廃止予定	未定	既存施設の老朽化等
リサイクル センター	鳥栖・三養基西部 リサイクルプラザ	鳥栖・三養基西部 環境施設組合	破碎・選別・圧縮 ・梱包方式	47 t / 日	H16 年 4 月	未定	未定	
ごみ焼却施設	鳥栖市衛生処理場	鳥栖市	全連続燃焼式 ストーカ炉	120 t / 日	S51 年 5 月	H17 年 3 月廃止済	未定	施設の老朽化
ごみ焼却施設	脊振広域クリーン センター	脊振共同塵芥処理組合	全連続燃焼式 ストーカ炉 焼却炉直結溶融方式	111 t / 日	H9 年 1 月	R6 年 3 月 廃止予定	未定	既存施設の老朽化等
リサイクル センター	脊振広域クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	脊振共同塵芥処理組合	破碎・選別・圧縮 ・梱包方式	25 t / 日	H9 年 1 月	未定	未定	
最終処分場	脊振広域クリーンセンター 埋立処分地施設	脊振共同塵芥処理組合	セル工法	100,000m ³	H9 年 1 月	R6 年 3 月 廃止予定	未定	(廃止) 地域協定により

※：別添資料として地域内の施設の状況と予定を地図上に示したものを添付した。(添付資料⑥)

(2) 更新（改良）・新設リスト

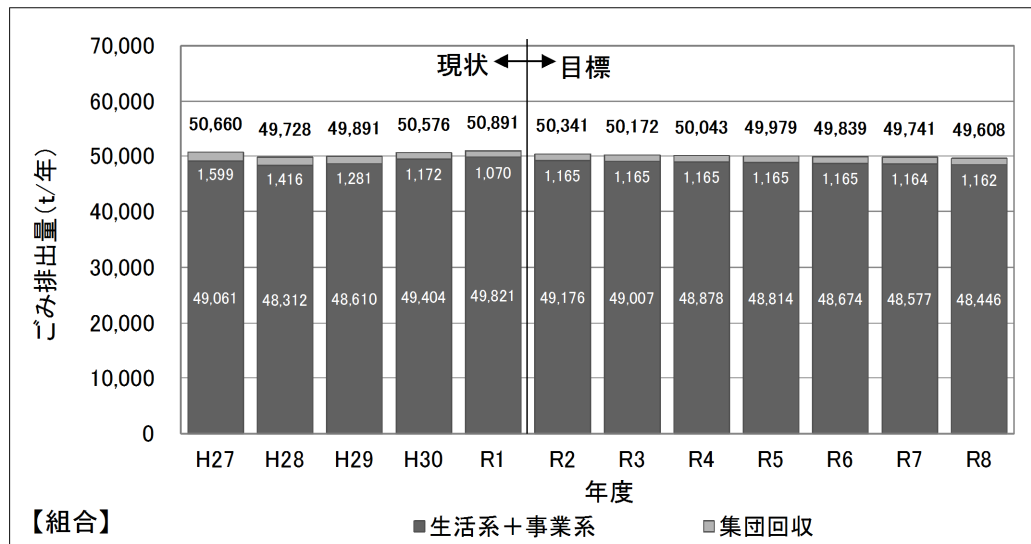
施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新（改良）・ 新設理由	廃焼却施設の解体の有無 及び解体施設の名称	備考
ごみ焼却施設	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	佐賀県東部環境施設組合	全連続燃焼式 ストーカ炉式	約 172 t / 日	R6 年 4 月 (予定)	既存施設の 老朽化等のため 新設	無	
リサイクル センター	マテリアルリサイクル 推進施設	佐賀県東部環境施設組合	検討中	検討中	検討中	既存施設の 老朽化等のため 新設	未定	

※：別添資料として地域内の施設の状況と予定を地図上に示したものを添付した。（添付資料⑥）

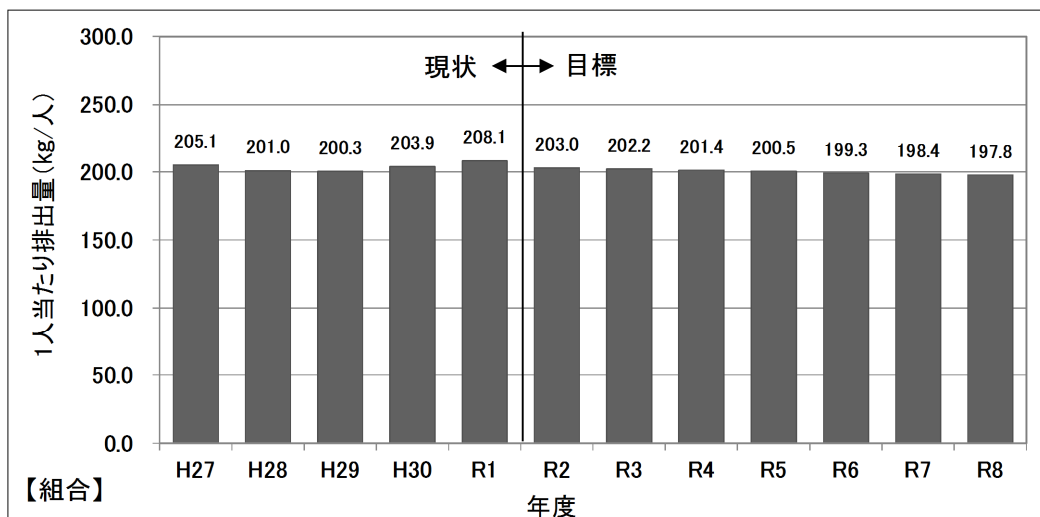
⑤ 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

(ごみ処理に関する指標【組合】)

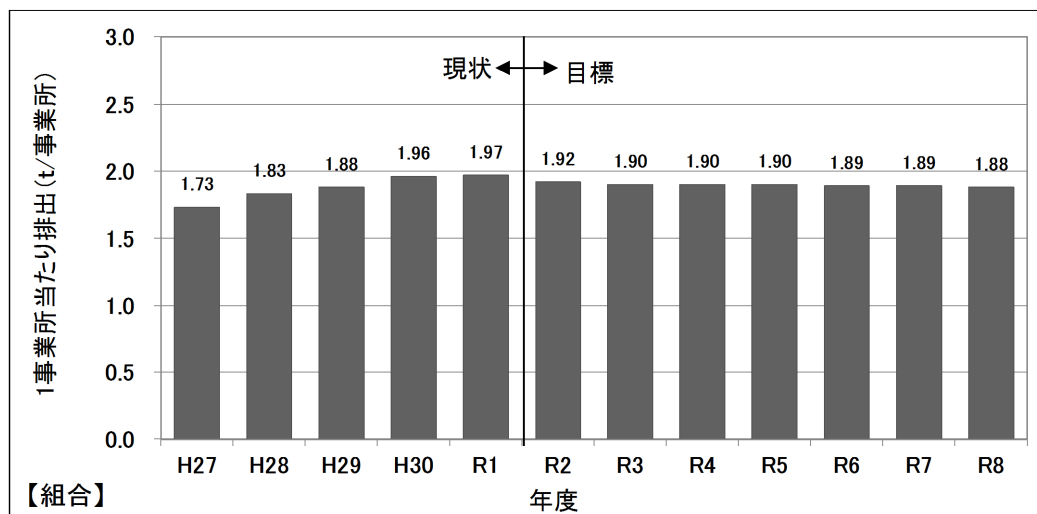
ごみ総排出量(集団回収量含む)の現状と将来のトレンドグラフ



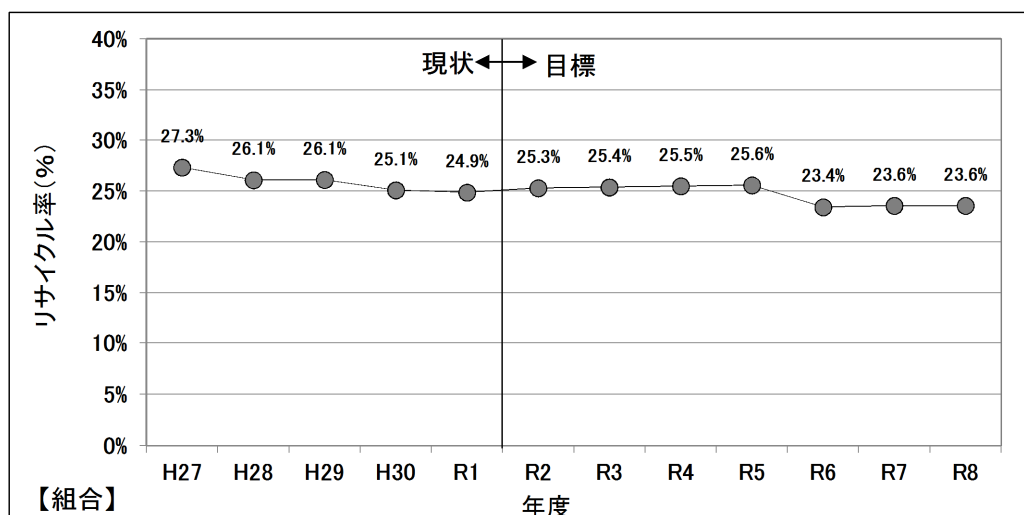
生活系ごみの1人当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



事業系ごみ1事業所当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



リサイクル率の現状と目標



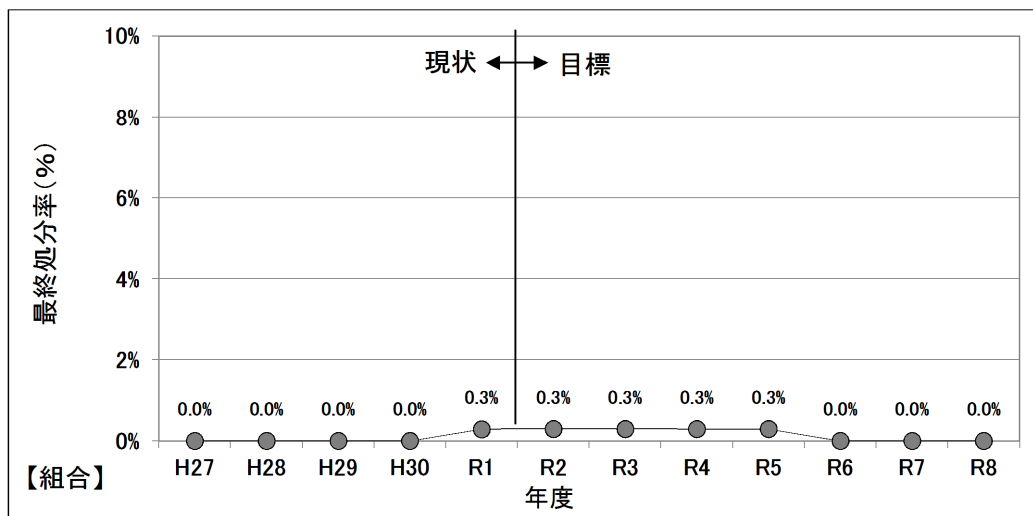
※リサイクル率が令和6年度以降下がっている理由

リサイクル率は〔直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量〕／〔ごみの総処理量（＝排出量）＋集団回収量〕として算出しており、中間処理後の再生利用量には既存施設から発生する溶融スラグ、メタル及び溶融飛灰（以下「処理残渣」という。）が含まれる。

現在、脊振共同塵芥処理組合では最終処分場の掘り起し灰を溶融処理しており、発生する処理残渣は中間処理後の再生利用量に計上しているが、ごみの総処理量（＝排出量）には含めていない。

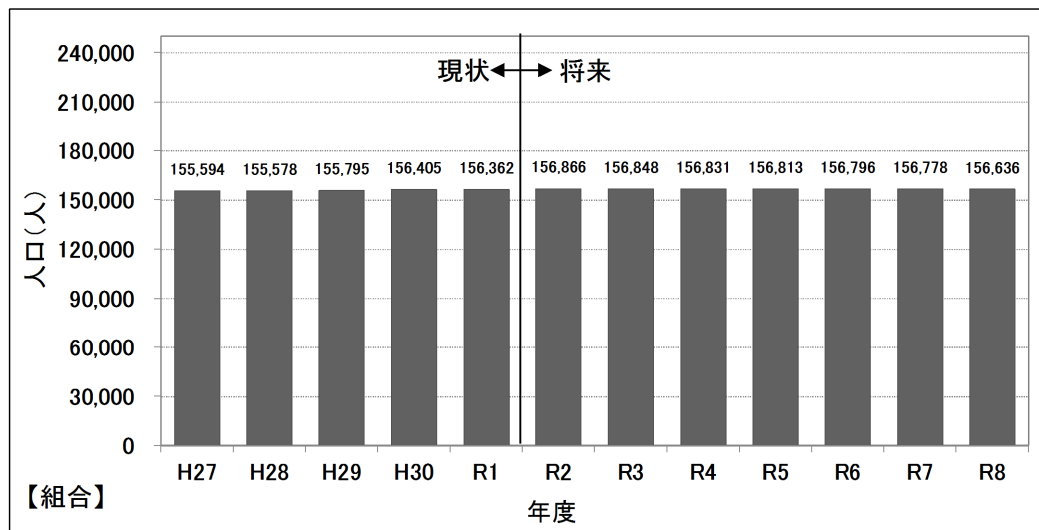
このことから、令和6年度の次期エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴い、掘り起し灰の溶融処理が無くなることから、ごみの総処理量に対する処理残渣の量（＝中間処理後の再生利用量）が少なくなるため、令和5年度と比べるとリサイクル率が下がることとなる。

最終処分率の現状と目標



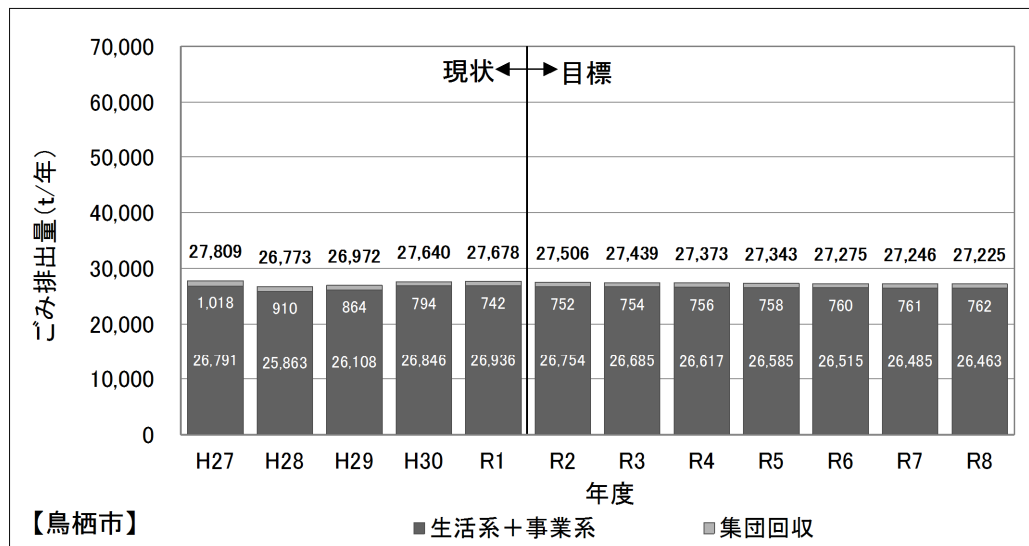
(人口等に関する指標)

対象地域内人口の現状と将来

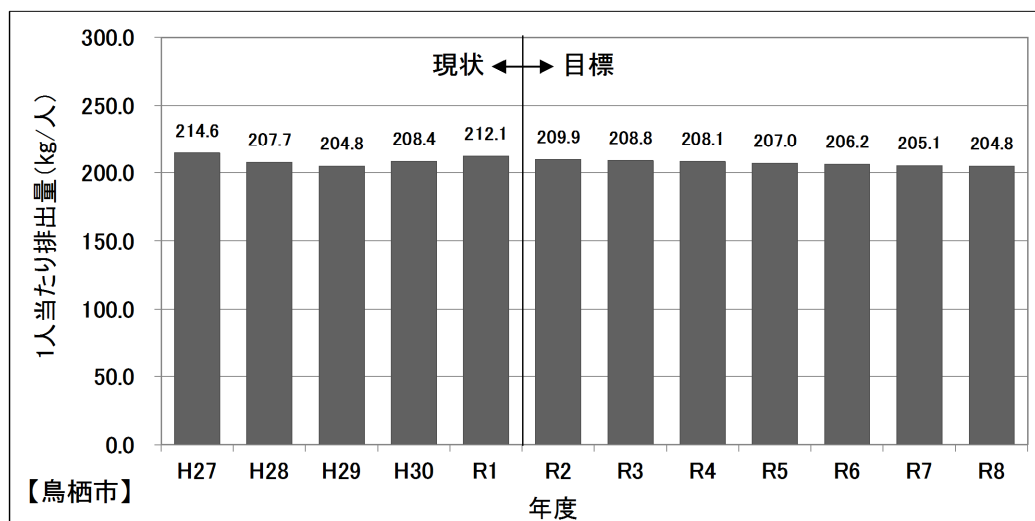


(ごみ処理に関する指標【鳥栖市】)

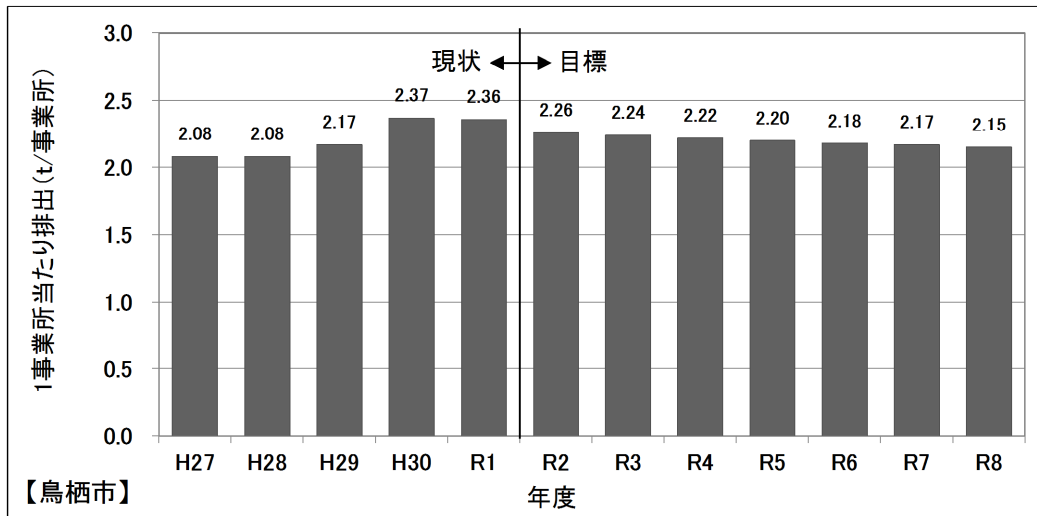
ごみ総排出量(集団回収量含む)の現状と将来のトレンドグラフ



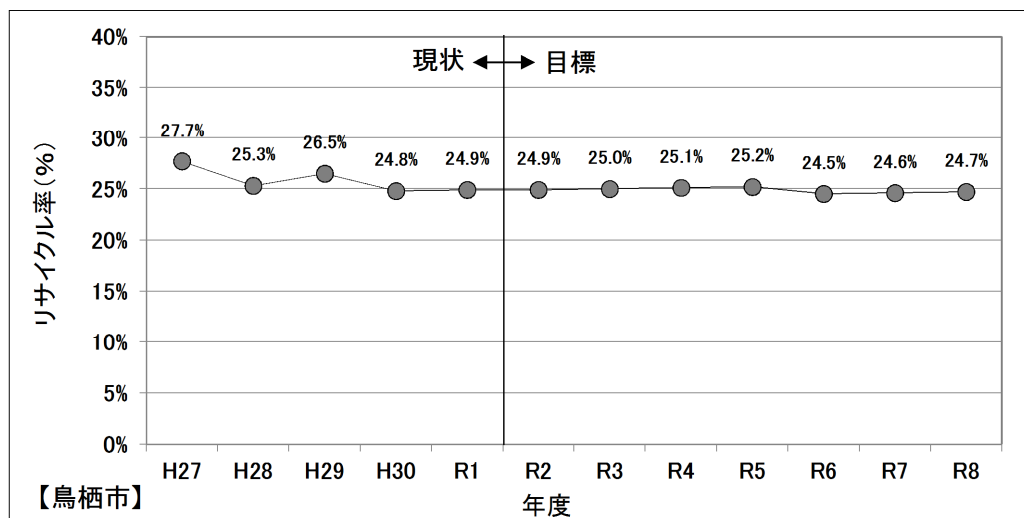
生活系ごみの1人当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



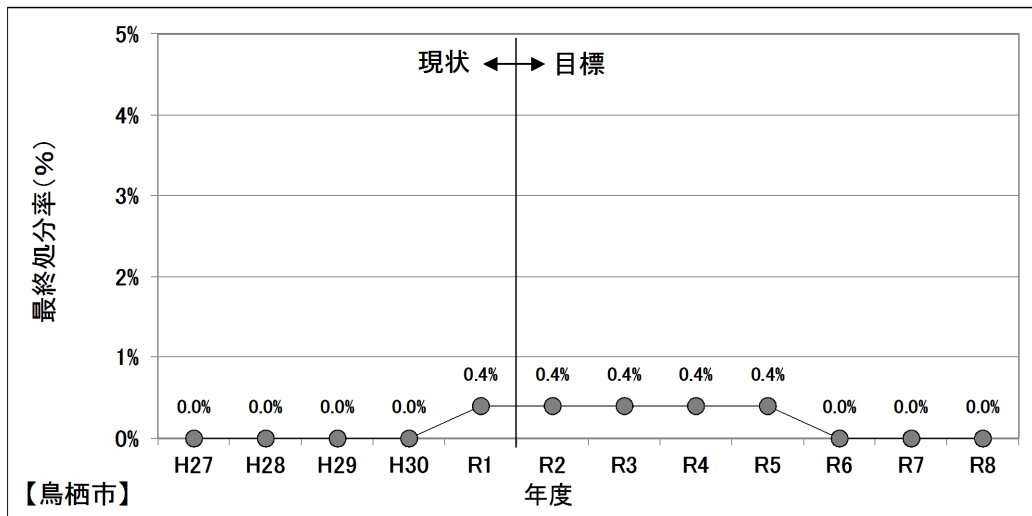
事業系ごみ1事業所当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



リサイクル率の現状と目標

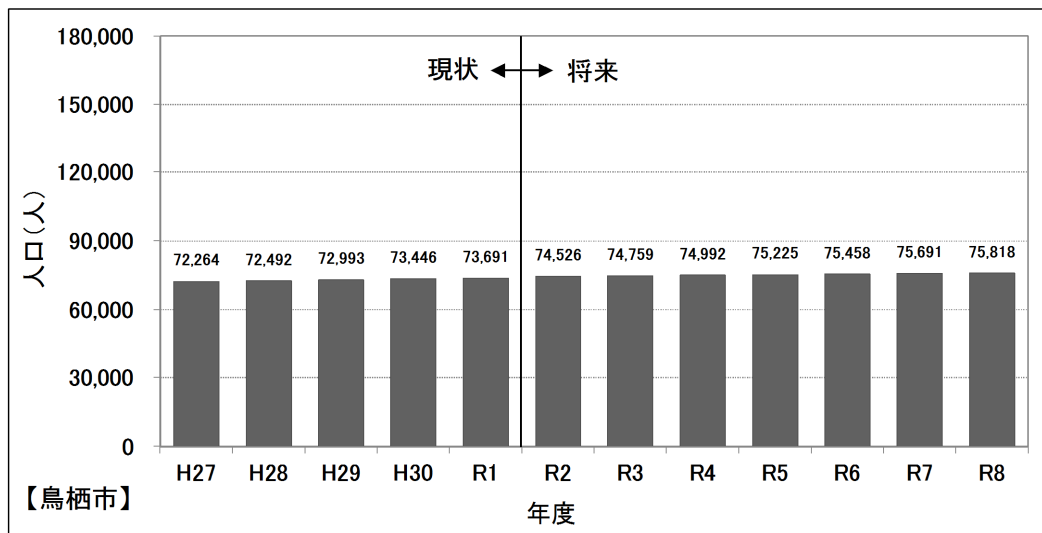


最終処分率の現状と目標



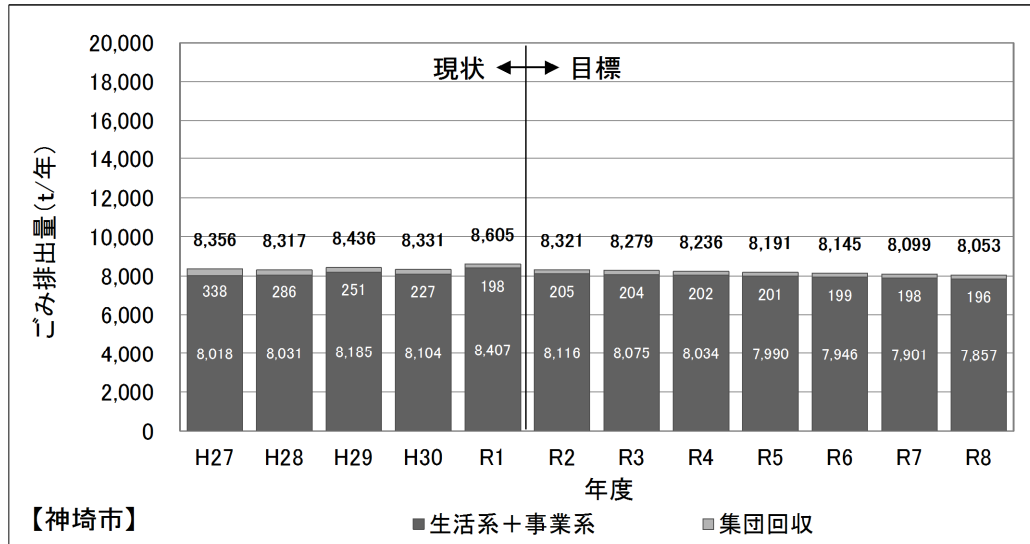
(人口等に関する指標)

対象地域内人口の現状と将来

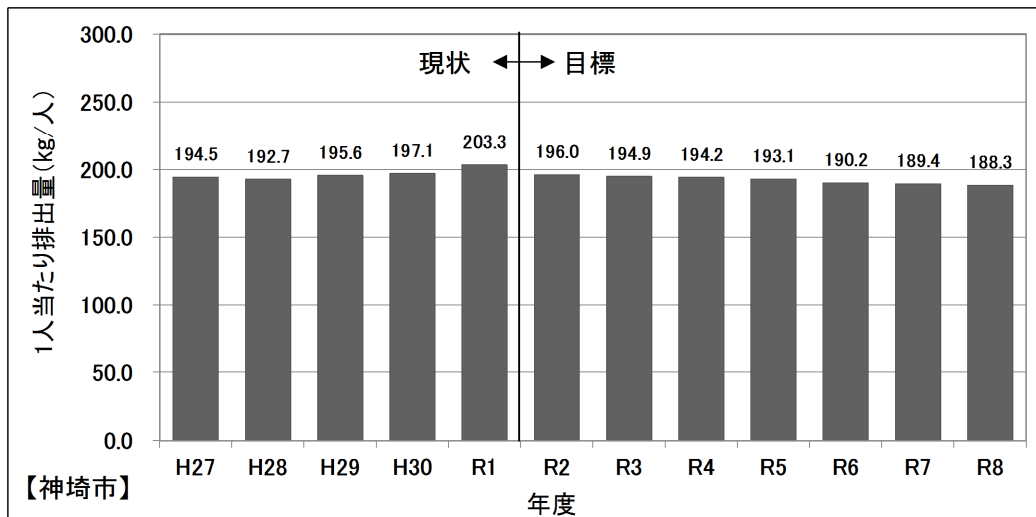


(ごみ処理に関する指標【神崎市】)

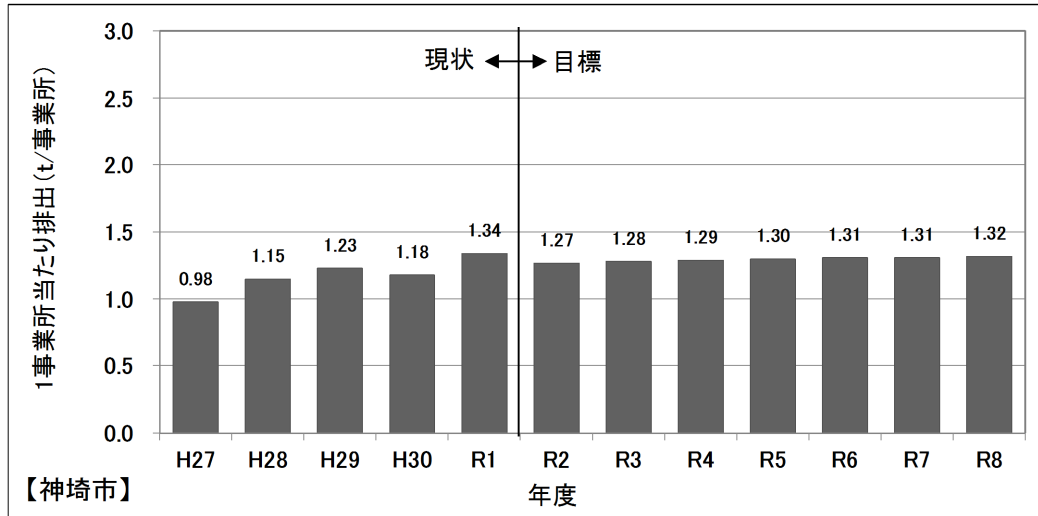
ごみ総排出量(集団回収量含む)の現状と将来のトレンドグラフ



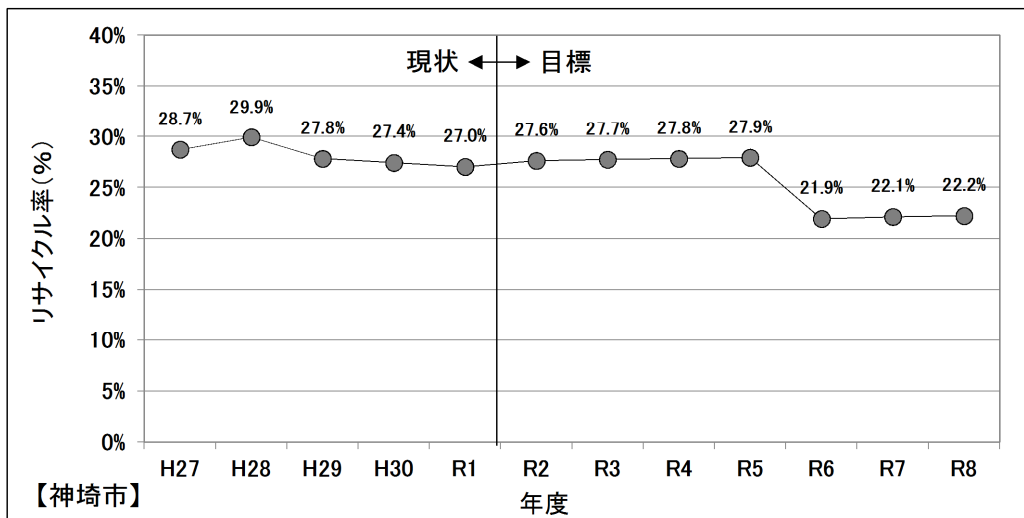
生活系ごみの1人当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



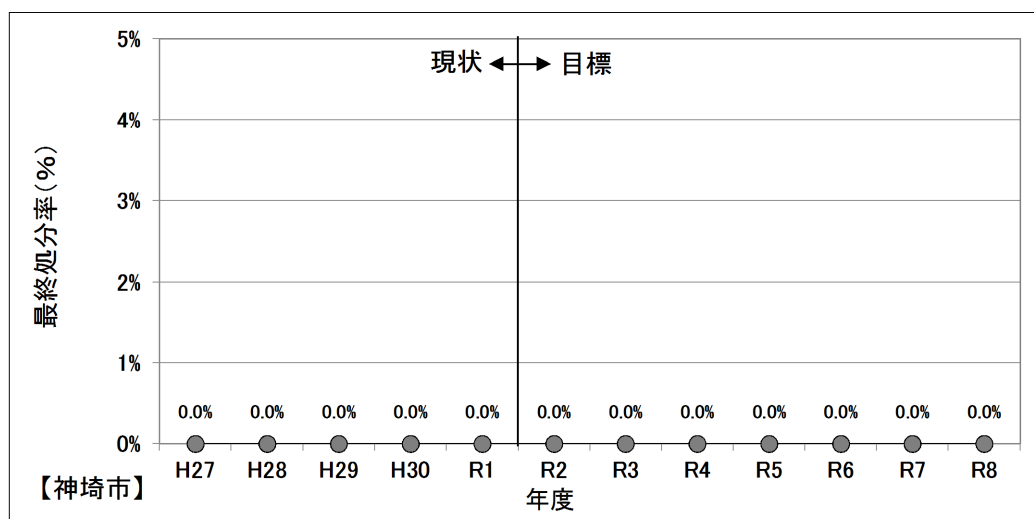
事業系ごみ1事業所当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



リサイクル率の現状と目標

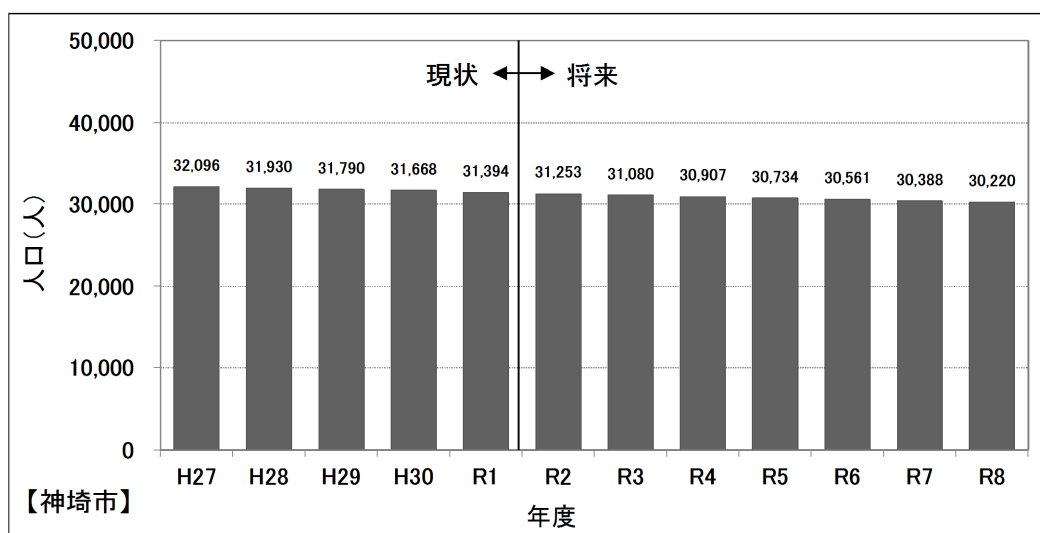


最終処分率の現状と目標



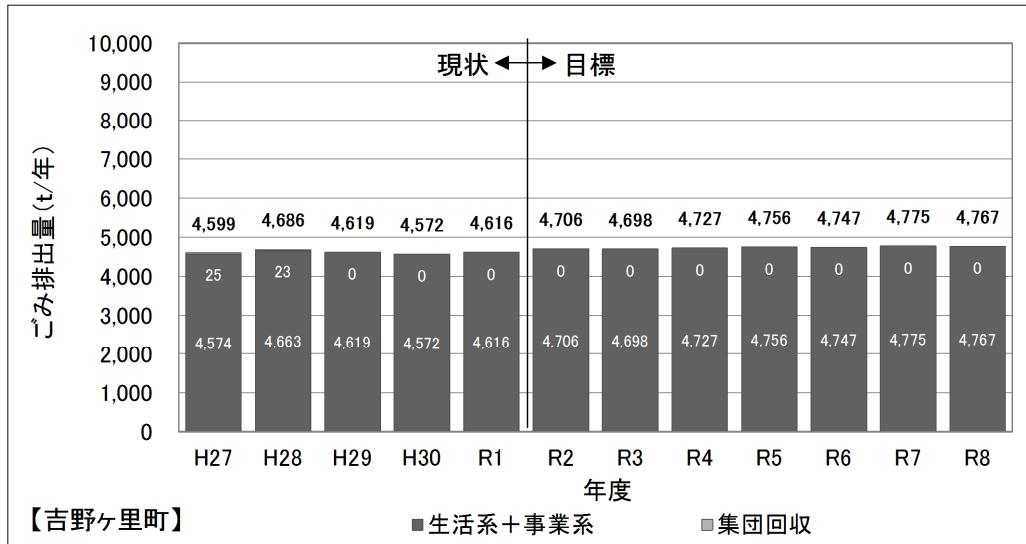
(人口等に関する指標)

対象地域内人口の現状と将来

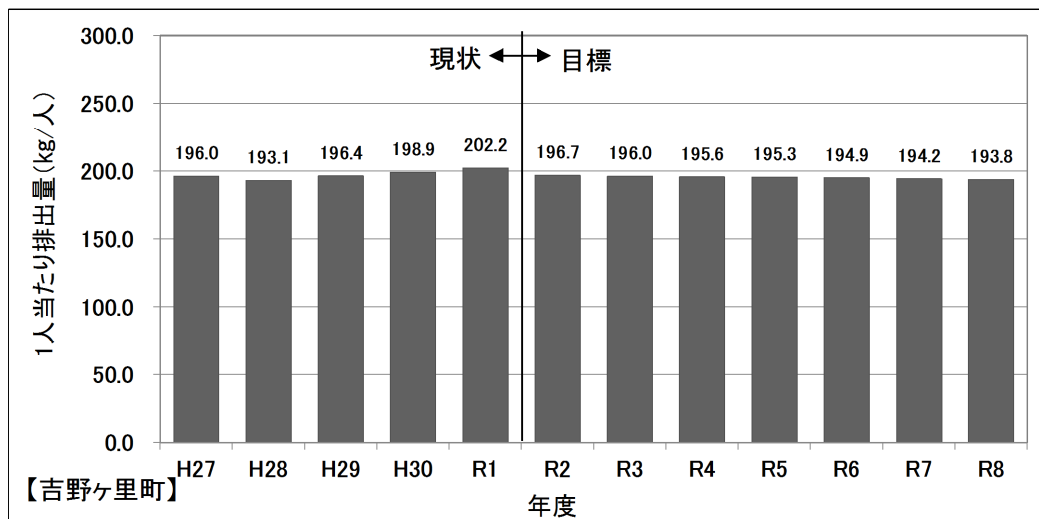


(ごみ処理に関する指標【吉野ヶ里町】)

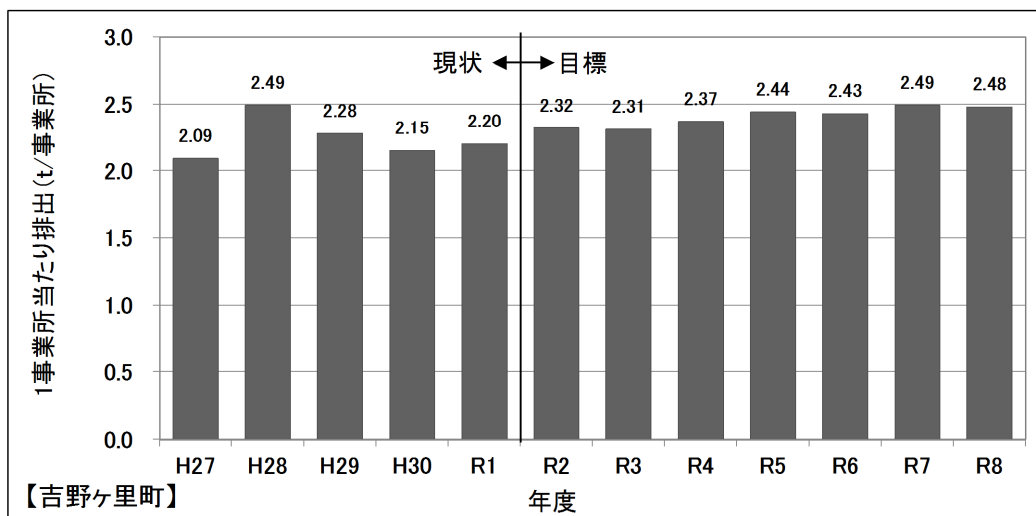
ごみ総排出量(集団回収量含む)の現状と将来のトレンドグラフ



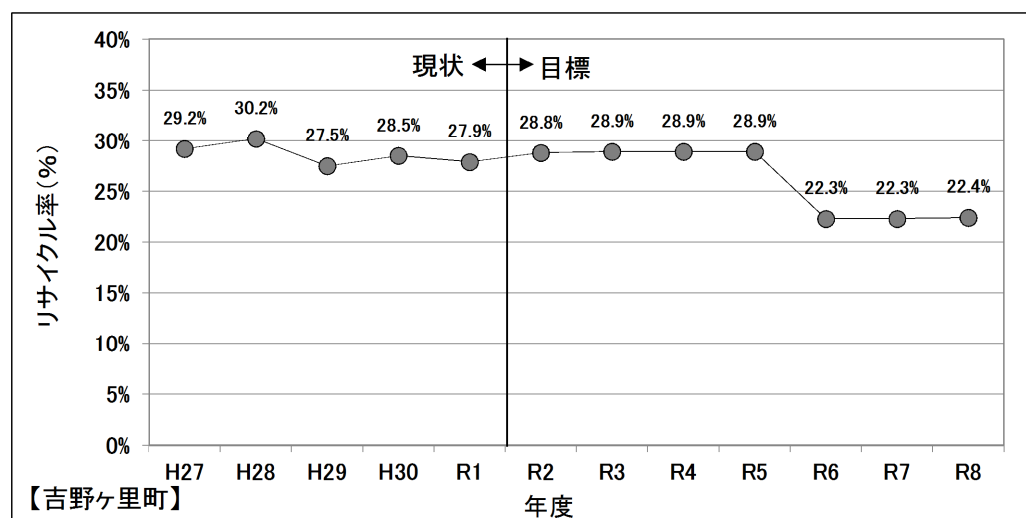
生活系ごみの1人当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



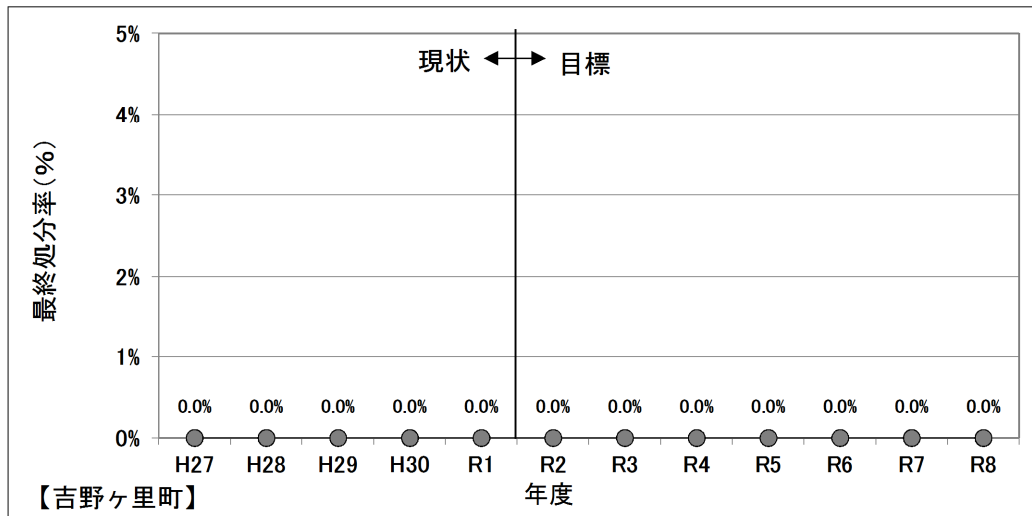
事業系ごみ1事業所当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



リサイクル率の現状と目標

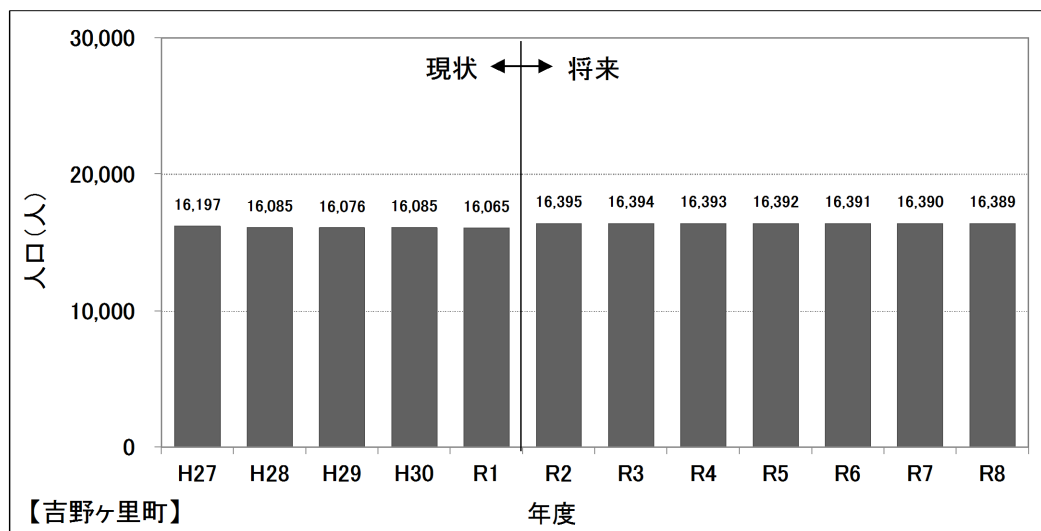


最終処分率の現状と目標



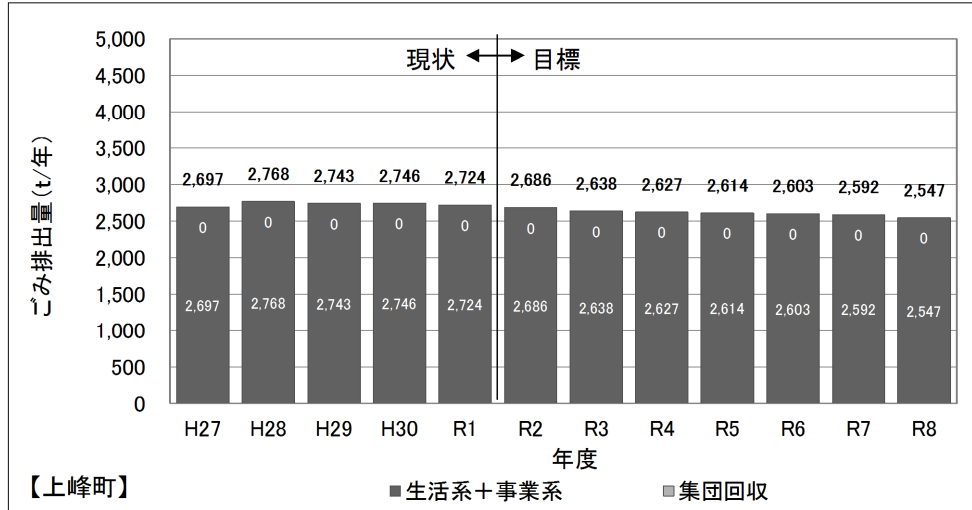
(人口等に関する指標)

対象地域内人口の現状と将来

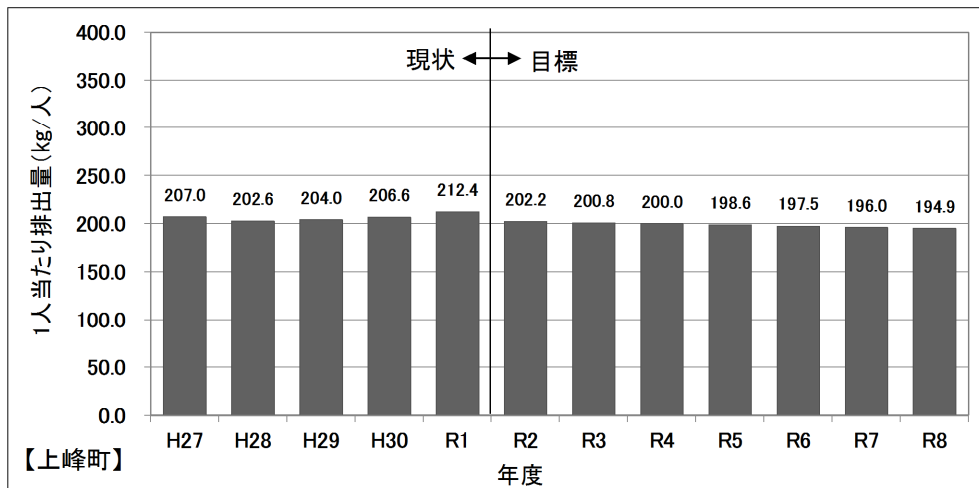


(ごみ処理に関する指標【上峰町】)

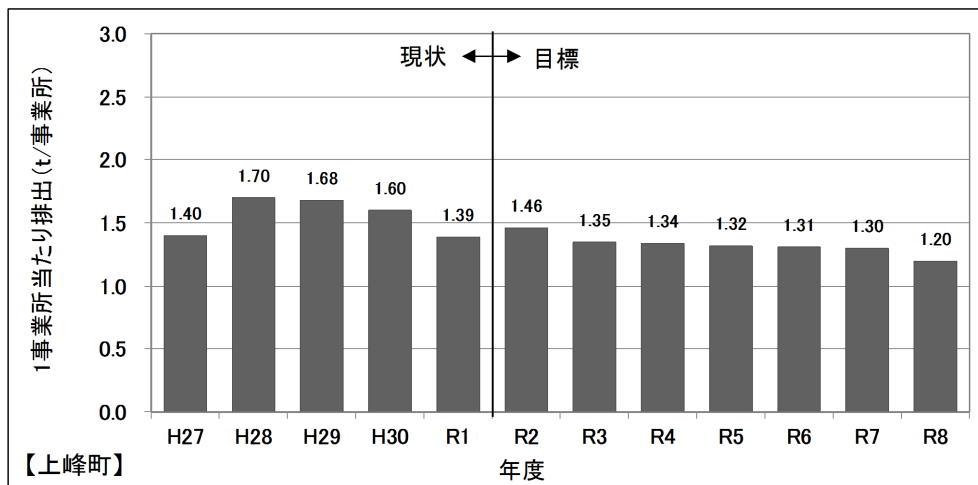
ごみ総排出量(集団回収量含む)の現状と将来のトレンドグラフ



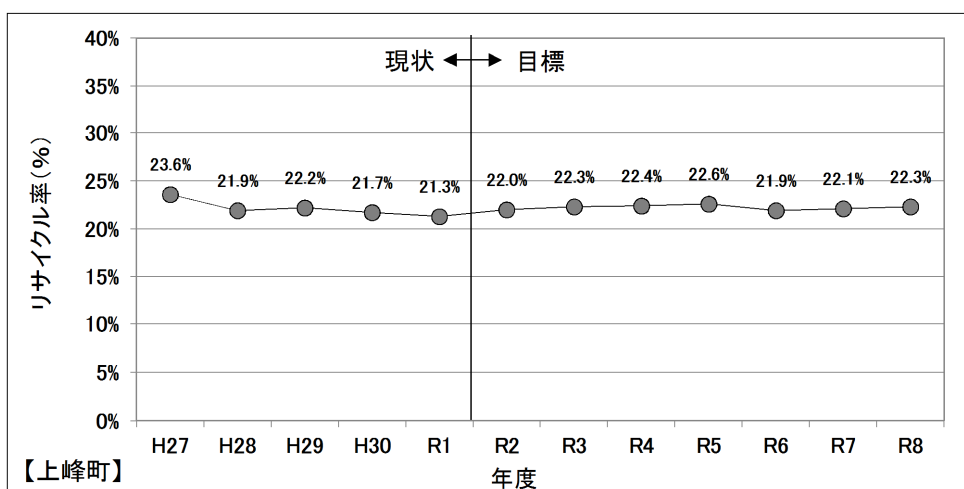
生活系ごみの1人当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



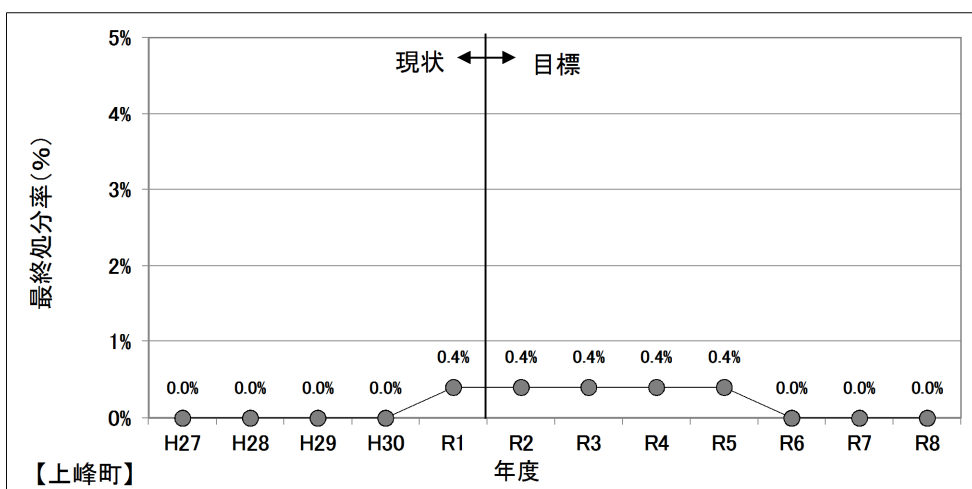
事業系ごみ1事業所当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



リサイクル率の現状と目標

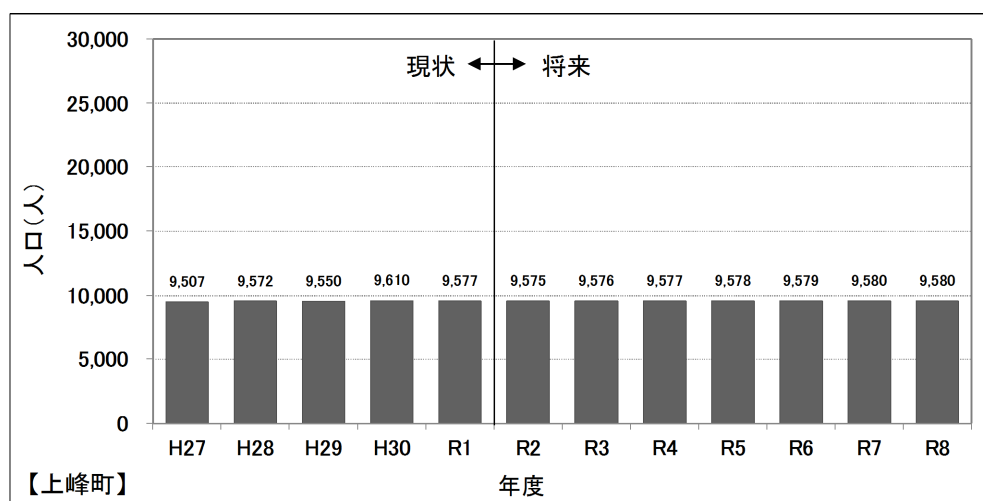


最終処分率の現状と目標



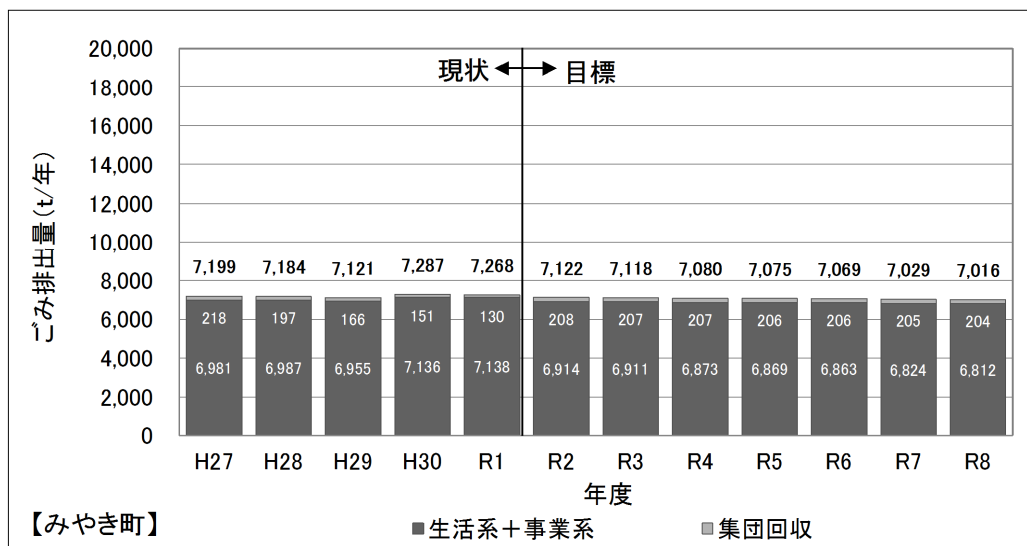
(人口等に関する指標)

対象地域内人口の現状と将来

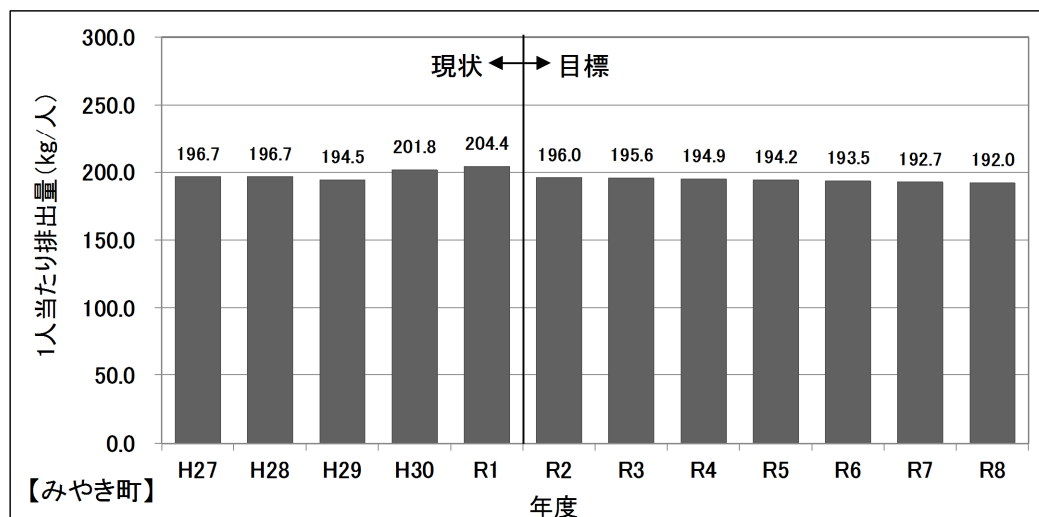


(ごみ処理に関する指標【みやき町】)

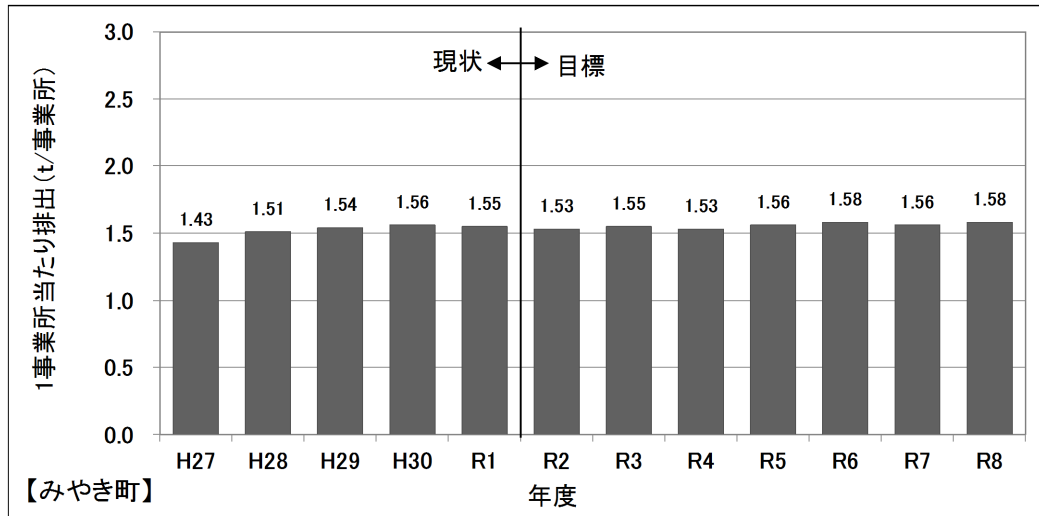
ごみ総排出量(集団回収量含む)の現状と将来のトレンドグラフ



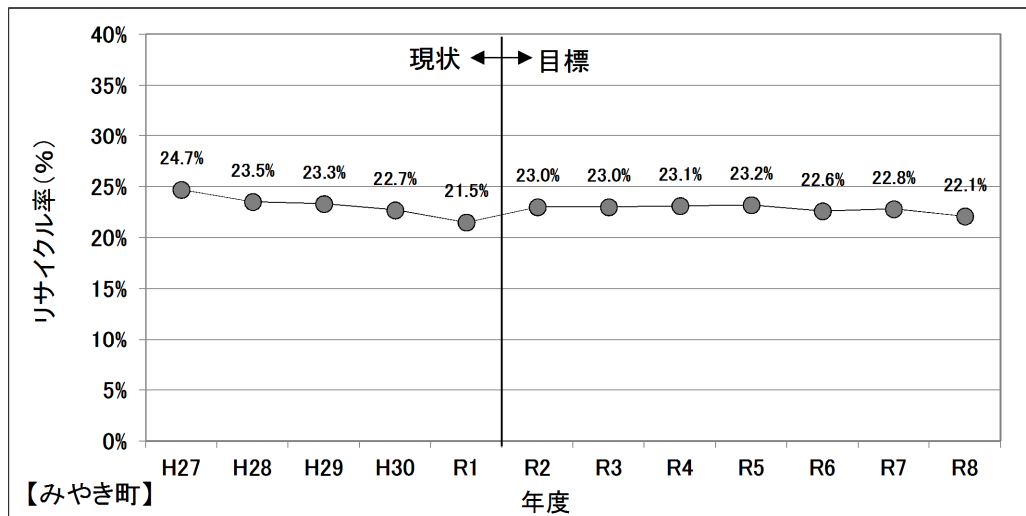
生活系ごみの1人当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



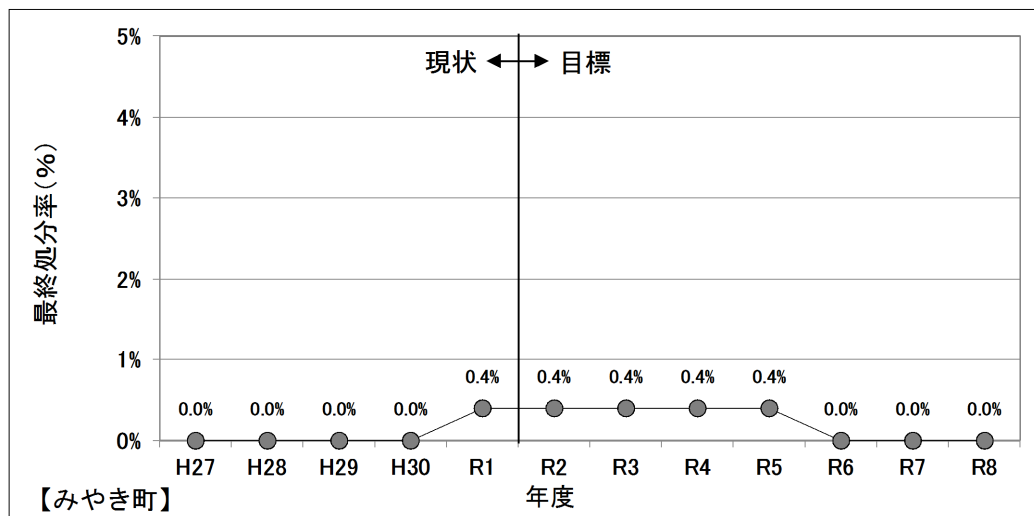
事業系ごみ1事業所当たり排出量(資源ごみ量除く)の現状と目標



リサイクル率の現状と目標

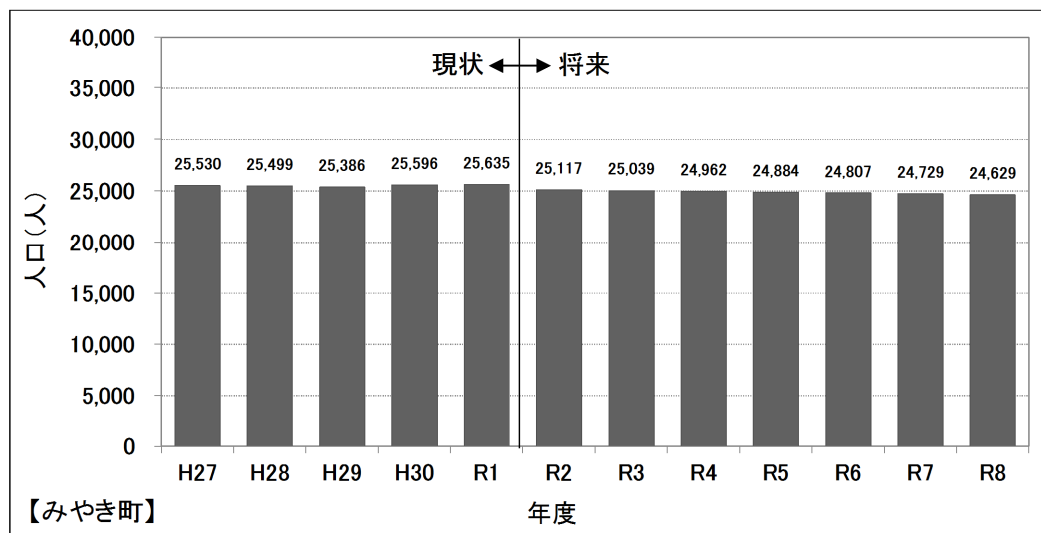


最終処分率の現状と目標



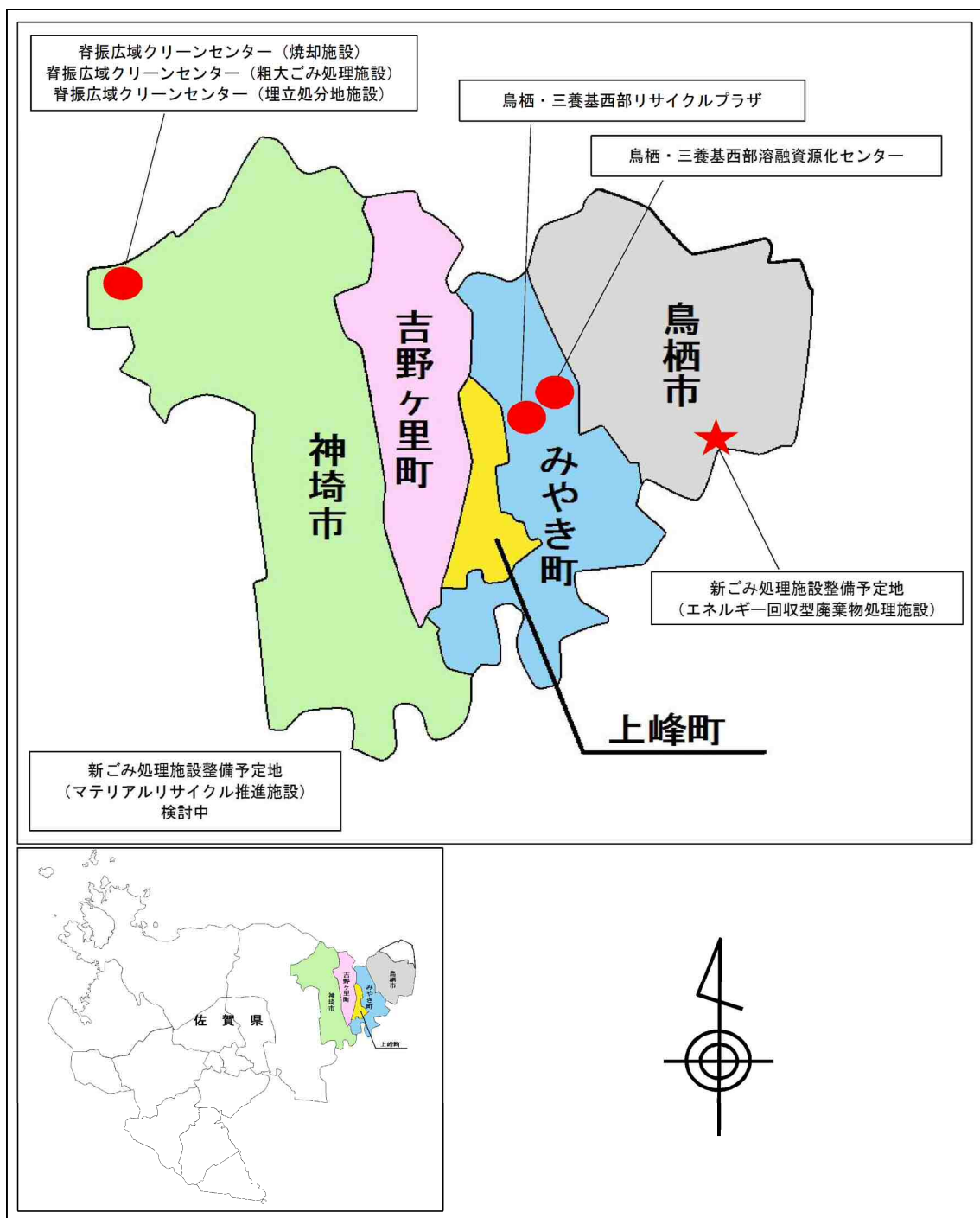
(人口等に関する指標)

対象地域内人口の現状と将来



⑥ 地域内の廃棄物処理施設の現状と予定（位置図）

地域内の施設の状況と予定



⑦ 様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2（令和 3 年度）

事業種別	事業 番号	事業主体 名 称	規模	事業期間 交付期間			総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
				単位	開始	終了		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度
○ 焼却施設に関する事業							15,717,800	541,800	4,592,000	10,584,000	0	0	11,537,661	282,267	4,070,868	7,184,526	0	0	
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	佐賀県東部 環境施設組合	約 172	t/日	R3	R5	15,717,800	541,800	4,592,000	10,584,000	0	0	11,537,661	282,267	4,070,868	7,184,526	0	0	※1
○ リサイクル施設に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	2	佐賀県東部 環境施設組合	検討中	t/日			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※2
○ 施設整備に関する計画支援事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 2）に係る計画支援事業	31	佐賀県東部 環境施設組合	検討中	-			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※2
合計							15,717,800	541,800	4,592,000	10,584,000	0	0	11,537,661	282,267	4,070,868	7,184,526	0	0	

※1：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業は、令和 2 年度～5 年度の 4 カ年事業として計画しており、うち令和 2 年度事業は第 1 期計画で実施しており、残りの令和 3 年度～5 年度までの事業を第 2 期計画にて実施する。なお、令和 2 年度の事業費は 0 千円である。

※2：マテリアルリサイクル推進施設整備事業は、令和 3 年度～5 年度の事業として計画していたが、平成 30 年度の土壤汚染状況調査結果に伴う整備予定地の縮小に伴い、エネルギー回収型廃棄物処理施設のみを優先的に整備する計画となったことから、改めて建設地の選定を実施し、整備する予定である。

⑧ 様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体 ※1	事業期間		交付金 必要の可否	事業計画					備考
					開始	終了		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
発生抑制 再使用の推進に 供するもの	11	有料化	必要に応じて指定袋等の料金などの見直しなどの方針について検討する。	構成市町 組合	R3	R7							
								必要に応じて料金などの見直し検討					
	12	環境教育、普及啓発の充実	市民、事業者に対する啓発や情報提供及び学校や地域社会の場において副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に取り組む。	構成市町 組合	R3	R7							
								環境教育及び普及啓発等					
	13	ごみの減量 (3Rの推進)	マイバッグ運動の推進、リユースの促進、適正なごみ分別の周知、集団回収の普及・促進、助成事業の推進等の取り組みを進める。	構成市町 組合	R3	R7							
								ごみの減量・リサイクルの推進等					
	14	事業系ごみの適正処理の推進	事業系ごみの指導強化、各講習会の開催、搬入ごみの展開検査・指導の実施等の取組みを進める。	構成市町 組合	R3	R7							
								事業者への指導等					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	処理体制の構築	ごみの適正処理の継続、減量化・リサイクルを進めるための体制を構築する。 焼却残渣のセメント原料化等による資源化ルートの確保に努める。	構成市町 組合	R3	R7							
								処理体制の構築					
処理施設の整備に関するもの	1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	本地域における可燃ごみの安定的な適正処理と余熱利用を行うための施設整備を行う。	佐賀県東部 環境施設組合	R3 (R2)	R5	○						R2からの 継続事業
	2	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	本地域における資源ごみ、不燃・粗大ごみの安定的な適正処理と資源回収を図るための施設整備を行う。	佐賀県東部 環境施設組合	-	-	○						関連事業 31 (検討中) ※2
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 2）に係る計画支援事業	マテリアルリサイクル推進施設整備事業の工事発注を行うために必要な調査、設計及び事業者選定支援等を行う。	佐賀県東部 環境施設組合	-	-	○						関連事業 2 (検討中) ※2
その他	41	リサイクル製品の積極的な利用	行政が率先してエコマーク商品やグリーン商品の調達、利用拡大及び啓発を行う。	構成市町 組合	R3	R7							
								再生品の利用拡大					
	42	廃家電・使用済み小型家電のリサイクルの推進	関係団体との連携及び行政のホームページでの情報提供等による普及啓発を行う。 処理施設での回収の継続と住民への周知徹底を行う。	構成市町 組合	R3	R7							
								廃家電・小型家電のリサイクルの推進					
	43	不法投棄対策	不法投棄に関する情報共有の検討、自治会や警察等と連携したパトロール及び啓発を行う。	構成市町 組合	R3	R7							
								不法投棄対策等の実施					
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	地域防災計画、災害廃棄物計画等に基づく安定的な処理体制の構築、非常時における処理体制の整備を行う。 施設の強靱化を図ったエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を行う。	構成市町 組合	R3	R7							
								災害時の処理体制の整備					

※1: 構成市町: 鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

組合: 鳥栖・三養基西部環境施設組合、脊振共同塵芥処理組合、佐賀県東部環境施設組合

※2: マテリアルリサイクル推進施設については、建設地の選定を実施したうえで第2期計画の変更を行い事業を進める予定である。

⑨ 参考資料様式 施設概要、計画支援概要

参考資料様式 施設概要、計画支援概要

参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
参考資料様式 7 計画支援概要

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 佐賀県

(1)事業主体名	佐賀県東部環境施設組合
(2)施設名称	(仮称)マテリアルリサイクル推進施設
(3)工期	検討中
(4)施設規模	検討中
(5)処理方式	検討中
(6)地域計画内の役割	地域内の適正なごみ処理の実施、資源物回収の推進
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8)ストック対象物	
------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9)容器包装リサイクル推進施策の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ 分別収集・処理方法 ・ 分別収集の種類・設置基数 ・ 建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・ 施設規模 ・ ストック対象物 ③簡易プレス機等の整備 ・ 処理方法 ・ 処理能力 ・ 設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・ 導入台数（積載量）・運行計画
---------------------	---

「灰熔融施設」を整備する場合

(10)スラグの利用計画	
--------------	--

(11)事業計画額	検討中 千円
-----------	--------

※ マテリアルリサイクル推進施設については、建設地の選定を実施したうえで第2期計画の変更を行い事業を進める予定である。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 佐賀県

(1)事業主体名	佐賀県東部環境施設組合
(2)施設名称	(仮称)エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3)工期	令和3年度～5年度:第2期計画事業期間 (令和2年度～5年度:全体事業期間)
(4)施設規模	172t/日
(5)形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ 有(発電効率 19.86 %)・ ☐ 無 2. 熱回収の有無 ☐ 有(熱回収率 %)・ ☒ 無
(7)地域計画内の役割	地域内の適正なごみ処理の実施、エネルギー回収の推進
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有 ☒ 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	
------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス熱利用率	Kwh/ごみ t
(11)バイオガスの利用計画	

(12)事業計画額	0 千円（税込）（第1期計画：R2） 11,537,661 千円（税込）（第2期計画：R3～5） 11,537,661 千円（税込）（全体：R2～5） ※総事業費 15,726,700 千円
-----------	--

※総事業費は令和2～5年度の4年間の総事業費を参考として記載

計画支援概要

都道府県名 佐賀県

(1)事業主体名	佐賀県東部環境施設組合
(2)事業目的	(仮称)マテリアルリサイクル推進施設の整備のため
(3)事業名称	(仮称)マテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号 2)に係る 計画支援事業
(4)事業期間	検討中
(5)事業概要	検討中

(6)事業計画額	検討中 千円
----------	--------

※ マテリアルリサイクル推進施設については、建設地の選定を実施したうえで第 2 期計画の変更を行い事業を進める予定である。

⑩ 本地域の構成市町のごみ処理の現状と目標

【鳥栖市】

指 標			現状(割合 ^{※1}) (令和元年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
総排出量 ^{※2}			27,678 トン	27,225 トン (-1.6%)
排出量	事業系	事業系 総排出量	9,291 トン	8,647 トン (-6.9%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※3}	2.36 トン/事業所	2.15 トン/事業所 (-8.9%)
	生活系	生活系 総排出量	17,645 トン	17,816 トン (1.0%)
		1人当たりの排出量 ^{※4}	212.1 kg/人	204.8 kg/人 (-3.4%)
	合計 事業系家庭系排出量合計		26,936 トン	26,463 トン (-1.8%)
再生利用量	直接資源化量		1,501 トン (5.6%)	1,612 トン (6.1%)
	総資源化量		6,904 トン (24.9%)	6,712 トン (24.7%)
集団回収量	集団回収量		742 トン	762 トン
減量化	中間処理による減量化		20,669 トン	20,513 トン
最終処分量	埋立最終処分量		105 トン (0.4%)	0 トン (0.0%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2：(総排出量) = (事業系ごみ総排出量) + (生活系ごみ総排出量) + (集団回収量)

※3：(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※4：(1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを除く) [単位：トン]

総 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを含む) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

【神埼市】

指 標			現状(割合 ^{※1}) (令和元年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
総排出量 ^{※2}			8,605 トン	8,053 トン (-6.4%)
排出量	事業系	事業系 総排出量	1,580 トン	1,555 トン (-1.6%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※3}	1.34 トン/事業所	1.32 トン/事業所 (-1.5%)
	生活系	生活系 総排出量	6,827 トン	6,302 トン (-7.7%)
		1人当たりの排出量 ^{※4}	203.3 kg/人	188.3 kg/人 (-7.4%)
	合計 事業系家庭系排出量合計		8,407 トン	7,857 トン (-6.5%)
再生利用量	直接資源化量		0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量		2,327 トン (27.0%)	1,787 トン (22.2%)
集団回収量	集団回収量		198 トン	196 トン
減量化	中間処理による減量化		6,278 トン	6,266 トン
最終処分量	埋立最終処分量		0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2：(総排出量) = (事業系ごみ総排出量) + (生活系ごみ総排出量) + (集団回収量)

※3：(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※4：(1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを除く) [単位：トン]

総 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを含む) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

【吉野ヶ里町】

指 標			現状(割合 ^{※1}) (令和元年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
総排出量 ^{※2}			4,616 トン	4,767 トン (3.3%)
排出量	事業系	事業系 総排出量	1,065 トン	1,200 トン (12.7%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※3}	2.20 トン/事業所	2.48 トン/事業所 (12.7%)
	生活系	生活系 総排出量	3,551 トン	3,567 トン (0.5%)
		1人当たりの排出量 ^{※4}	202.2 kg/人	193.8 kg/人 (-4.2%)
	合計 事業系家庭系排出量合計		4,616 トン	4,767 トン (3.3%)
再生利用量		直接資源化量	223 トン (4.8%)	251 トン (5.3%)
		総資源化量	1,290 トン (27.9%)	1,069 トン (22.4%)
集団回収量	集団回収量		0 トン	0 トン
減量化	中間処理による減量化		3,326 トン	3,698 トン
最終処分量	埋立最終処分量		0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2：(総排出量) = (事業系ごみ総排出量) + (生活系ごみ総排出量) + (集団回収量)

※3：(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※4：(1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを除く) [単位：トン]

総 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを含む) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

【上峰町】

指 標			現状(割合 ^{※1}) (令和元年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
総排出量 ^{※2}			2,724 トン	2,547 トン (-6.5%)
排出量	事業系	事業系 総排出量	498 トン	430 トン (-13.7%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※3}	1.39 トン/事業所	1.20 トン/事業所 (-13.7%)
	生活系	生活系 総排出量	2,226 トン	2,117 トン (-4.9%)
		1人当たりの排出量 ^{※4}	212.4 kg/人	194.9 kg/人 (-8.2%)
	合計 事業系家庭系排出量合計		2,724 トン	2,547 トン (-6.5%)
再生利用量		直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
		総資源化量	579 トン (21.3%)	569 トン (22.3%)
集団回収量	集団回収量		0 トン	0 トン
減量化	中間処理による減量化		2,134 トン	1,978 トン
最終処分量	埋立最終処分量		11 トン (0.4%)	0 トン (0.0%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2：(総排出量) = (事業系ごみ総排出量) + (生活系ごみ総排出量) + (集団回収量)

※3：(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※4：(1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを除く) [単位：トン]

総 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを含む) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

【みやき町】

指 標			現状(割合 ^{※1}) (令和元年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
総排出量 ^{※2}			7,268 トン	7,016 トン (−3.5%)
排出量	事業系	事業系 総排出量	1,376 トン	1,408 トン (2.3%)
		1事業所当たりの排出量 ^{※3}	1.55 トン/事業所	1.58 トン/事業所 (1.9%)
	生活系	生活系 総排出量	5,762 トン	5,404 トン (−6.2%)
		1人当たりの排出量 ^{※4}	204.4 kg/人	192.0 kg/人 (−6.1%)
	合計 事業系家庭系排出量合計		7,138 トン	6,812 トン (−4.6%)
再生利用量	直接資源化量		0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量		1,560 トン (21.5%)	1,554 トン (22.1%)
集団回収量	集団回収量		130 トン	204 トン
減量化	中間処理による減量化		5,678 トン	5,462 トン
最終処分量	埋立最終処分量		30 トン (0.4%)	0 トン (0.0%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2：(総排出量) = (事業系ごみ総排出量) + (生活系ごみ総排出量) + (集団回収量)

※3：(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) − (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※4：(1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) − (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを除く) [単位：トン]

総 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収ごみを含む) [単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

⑪ 廃棄物処理法基本方針の目標値との比較

【廃棄物処理法基本方針の目標との本地域の目標値の比較】

(国の目標との比較)

○排出量：【国の目標：令和 7 年度までに約 11.0%削減（平成 30 年度比）】

本地域の排出量については、国の基本方針の目標には届かないものの、令和元年度に対して令和 8 年度までの 7 年間で 2.5%削減できる見込みである。また、1 日 1 人あたりの排出量は令和元年度の 891.7 g から令和 8 年度までに 867.7 g と約 24.0 g を削減する見込みである。

なお、本地域は交通の利便性から土地開発等により人口が増加している地域であり、令和元年度の人口が 156,362 人であるのに対し令和 8 年度には 156,636 人と増加傾向で推移する見込みである。また、事業系ごみについても増加傾向にあることから大幅な排出量の削減が難しい状況にある。

○リサイクル率：【国の目標：令和 7 年度までに約 28%に増加させる】

本地域のリサイクル率は、国の基本方針には届かないものの、令和 8 年度には 23.6%であり、第 5 次佐賀県廃棄物処理計画（案）の令和 7 年度の目標値 22.1%は達成する見込みである。

なお、令和元年度に対して令和 8 年度にリサイクル率が減少しているのは、別添資料⑤ p 24 を参照とする。

○最終処分量：【国の目標：令和 7 年度までに約 16.6%削減（平成 30 年度比）】

本地域の最終処分量については、令和 8 年度にはゼロとなる見込みである。

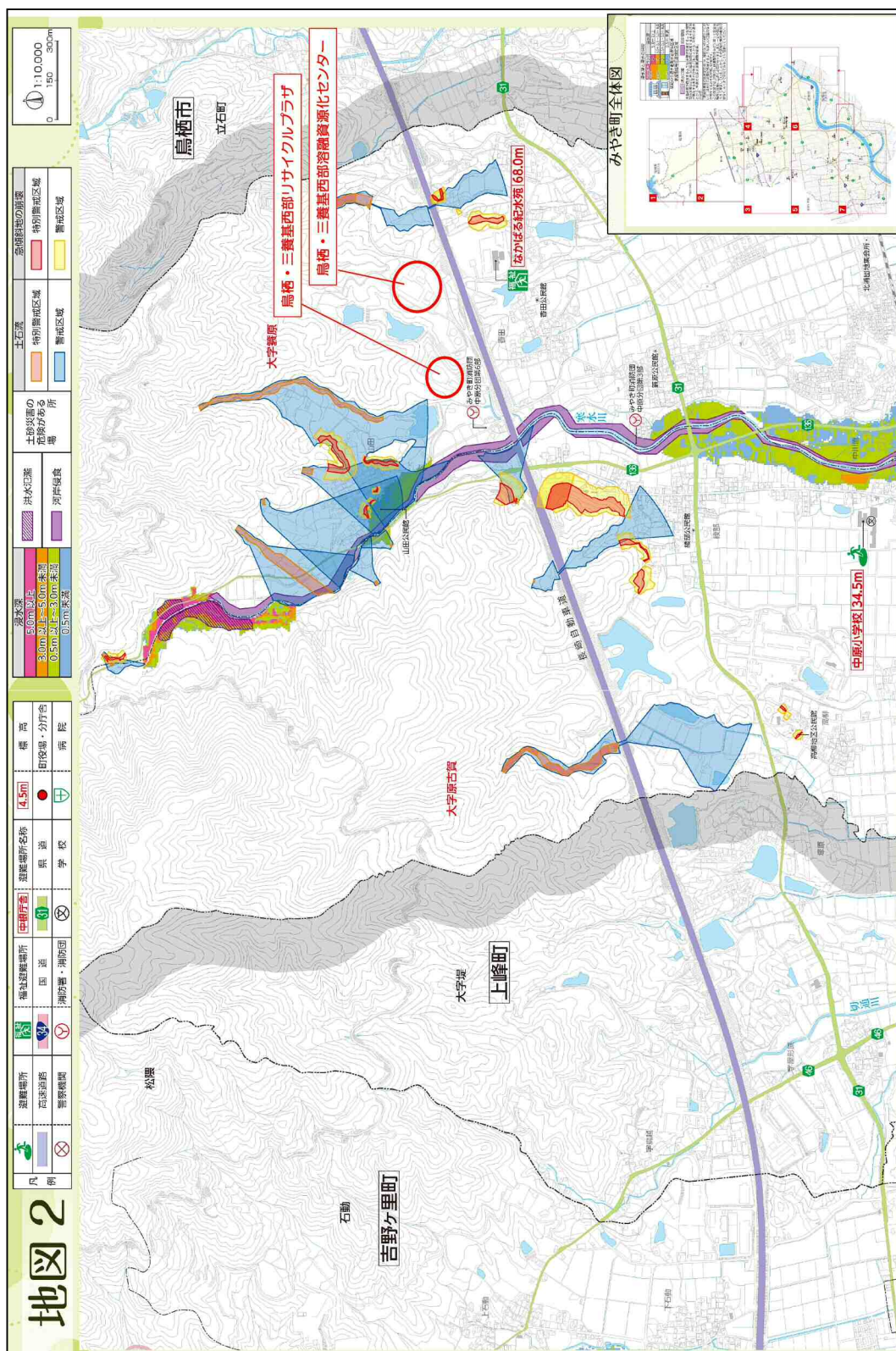
【本地域】

項目	令和元年度	令和 8 年度目標	増減率 (%)
総排出量	50,891 トン	49,608 トン	-2.5%
再生利用率	24.9%	23.6%	-1.3%
最終処分量	146 トン	0 トン	-100%

⑫ 施設所在地域のハザードマップ

既存施設所在地及び周辺のハザードマップ

- ・鳥栖・三養基西部溶融資源化センター
- ・鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ



- ・脊振広域クリーンセンター（焼却施設）
- ・脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
- ・脊振広域クリーンセンター（埋立処分地施設）



計画予定地及び周辺のハザードマップ

- ・(仮称) エネルギー回収型廃棄物処理施設

計画予定地及び周辺のハザードマップ

